

日本近世の亀趺碑

—— 中国および朝鮮半島の歴代亀趺碑との比較を通して ——

平勢 隆郎

1 はじめに

我国権力者の墓葬は、弥生時代に大型化がはじまり、古墳時代にその頂点に達した。大化の薄葬令以後は、規模が著しく縮小され、大型墓の時代は終焉したが、江戸時代には再度大型化の時期を迎え、少なからざる大名の墓が壮大に営まれた。中国の皇帝陵墓には及ぶべくもないが、大名としての格式が強調されたようである。

以上のことは、墓葬に関する概略の知識としては、比較的よく知られた事実であろう⁽¹⁾。しかるに、江戸時代墓葬の研究は、考古発掘の対象となるものが小規模な土坑である例が多いためか、中世以前に比較して進展していないように見受けられる⁽²⁾。大型墓葬として江戸時代墓葬を代表するはずの大名墓葬について、各地域の研究者が必ずしも交流のないままに研究を進めてきた結果、それぞれの墓葬形式のもつ意味が充分には把握されていないように思われる。古墳時代の墓葬が全国的に共通する性格をもつことは、周知の事実だが、同様の事実が江戸時代に有るのかどうかすら、問題にされていないらしい。

筆者は、中国古代史の研究を進めている。昭和56年から9年間、鳥取大学教育学部において教鞭をとる機会を得、鳥取市郊外の国府町に残る鳥取藩池田家墓地の墓石が、中国で発生した亀趺の形式を取り入れていることを知った。

その後、全国の大名の墓葬等を管見し、江戸時代における亀趺の意味するところが次第に明らかになってきたので、ここに試論を展開する次第である。

本稿に問題とする亀趺碑は、江戸時代の大型墓葬の一部に使用された石造の一形式に過ぎない。しかし、その出現段階では禅宗を介した朝鮮半島の影響や、我国古代以来の密教美術の影響が想定され、かつ水戸の徳川氏や水戸・尾張両藩に寄留した亡命明儒、江戸の林家が関わるなど、ひいては我国江戸時代大型墓葬造営理念の根幹に関わる可能性が出てきた。本稿は、このことを明らかにするための基礎作業を進める。墓葬理念をめぐるのは、先秦時代以来の中国墓葬が問題とされる。したがって、筆者の研究する先秦時代墓葬が後世どのように展開し、また解釈されたかを知る作業の一環にもなる。

亀趺碑の碑銘は、金石史料という観点のみからは、中国や朝鮮のものがこれまでも少なからず注目されてきた。無論この種の史料を問題にする趺石の形式は亀趺のみでなく、むしろ数の上では亀趺は少ない。しかし、亀趺は趺石のうち身分規定上高位に位置づけられたので、各代を代表する重要な銘文を背負うことが少なくない。題額には通常篆書が使われる。筆者の主要な研究テーマの一つである中国古文字が、後世どのように扱われたかを知る上でも無視できない史料群である。

後述するように、亀趺は中国の先秦時代に墓中に副葬されていたいわゆる鎮墓獣が、墓室構造の変化によって後漢以後地上に並ぶようになった時に出現した。碑石の成立と密接に関わっている。三国時代に一時墓室内の大型墓誌に形を変えたと思われるものの、六朝時代の陵墓の前に復活し、以後命脈をたもってきた。しかるに我国には、一部とはいえ古墳時代の石獣がみられるのに（岩戸山古墳・鳥取県石馬等）、亀趺碑は江戸時代になってはじめて出現した。本基礎作業の延長上においては、このことの持つ意味をも考えねばならない。

なお、「亀趺」という言い方は、隋令以来の規定に見られる。以下に問題にしていくように、この亀は単なる亀ではなく、竜の子にして「鼈屬」とも称さ

れる。本論では、令の規定を重視して、概ね「亀趺」で通すことにしたが、必要上「鼎屬」を問題とする場合もある。

2 中国における亀趺碑の発生とその展開

我国の亀趺碑研究が、全国的視点からのものとしてはほとんど緒についていないのに対し、中国および朝鮮半島の亀趺碑に関する研究は一定の成果がおさめられている。いずれも石碑を扱う中で亀趺に言及したもので、専論ではないが、一方で写真史料を少なからず提供し、当該地域における亀趺の発生出現および展開の枢要を知らしめてくれる。中国・朝鮮半島の亀趺が我国のそれに先行する以上、その発生出現および展開の過程を先ずたどる必要がある。

《資料状況》紙幅調整の必要が生じたので本書第 122 冊に掲載

《中国亀趺碑一覧》同上

《従来の研究》

中国の亀趺碑に関する研究は、関野貞氏により本格的に始められたといつてよい（常盤大定氏にも個々の亀趺碑について論ずるところがある）。『支那仏教史跡』・『支那の建築と芸術』・『支那文化史跡』（刊年等は 122 冊掲載《資料状況》。以下の文献も同様）を挙げることができる。

関野氏は実地踏査の成果を『書道全集』巻 2・4・6・8・9・18・19 に発表し、石碑の興起と展開を述べ、亀趺碑のことに及んだ。これらは後に「支那碑碣の様式」として『支那の建築と芸術』に収められた。そこでは以下の諸点が論じられている。

- 石碑は先秦以来の石刻の伝統を承け、後漢時代に碑身（首・額・碑銘・裝飾）と趺（台石）とから成るいわゆる碑の形式を備えた。
- 魏文帝の薄葬の詔以来西晋にいたるまでは墓前に建碑することがまれとなり、他の目的による碑がわずかに遺存する。
- 南朝碑は碑頭に両螭を刻し、梁碑になって亀趺上に建つようになった。
- この亀趺は漢碑の下に亀蛇すなわち玄武を刻したのものより発達したものであろう。
- 北朝碑では東魏に螭首、北周にいたって亀趺の初現を認め得る。南朝碑の影響か。
- 唐碑は北朝碑の伝統を承け、一般の形式として碑身の頭部が螭首、趺石が亀趺と方趺になる。ただし亀趺は遺存数として少ない。
- 宋以後は唐碑の形式を基本的に継承する。
- 亀趺の表現形式としては、梁の場合は写実風ではあるが頗る簡朴の手法を取り、唐代には古樸の風から進み写実を加味して雄麗の氣象をあらわすにいたる。

関野氏の以上の諸説は、大筋において現在もなお命脈を保っていると考えますが、亀趺碑の発生については、後漢碑に使用された事例の発見があった（樊敏碑。曹丹『文物』1963-12）⁽³⁾。『THE CHINESE SPIRIT ROAD』所収の碑の写真を見ると、碑身の円首の暈（垂虹様の彫形）の偏りおよび竜を刻むことが、確かに後漢碑の特徴（『支那の建築と芸術』168頁）を示す。

同じ後漢碑である高頤碑の趺石が、青竜・白虎の対向をかたどると見られる点は、関野氏の言うように亀趺が玄武より発想されたことを示すようにも思わせる。

しかし、その高頤碑（青竜・白虎趺）の暈に竜が刻され、樊敏碑も同じであることから、亀趺が玄武そのものを表現したことになり、玄武が螭首と亀趺に上下に分化したとは言いがたいことも明らかとなる⁽⁴⁾。

墓碑としての発生の経緯が示すように、歴代の墓葬と碑は密接に関わっている。関野氏には、この面から碑に言及した研究もある（「支那の陵墓」〈『支那の建築と芸術』所収〉）。上掲『THE CHINESE SPIRIT ROAD』も、その延長上に位置づけられる研究であるが、関野氏が扱わなかった明代以降をまとめるのみでなく、宋代以前についても、最近にいたるまでの多くの研究を参照して補っている。「神道」（参道）に配置された歴代の石刻を対象とし、亀趺碑に言及する⁽⁶⁾。

これより先、楊寛氏（『中国皇帝陵の起源と変遷』⁽⁶⁾）は、神道に配置された石刻群を、被葬者の身分制上の地位を顯示するものとしても論じた（「身分制上の地位を象徴する墓前参道両側の石刻群」）。そこでは埜地（墓域）・墳丘高・墻高・石碑・石刻が問題にされている。石碑の規定では、唐代は五品以上が螭首亀趺とされ⁽⁷⁾、明洪武29年に定められた規定では、三品以上が亀趺とされ、うち公侯と一品官が螭首を、また二品が麒麟の蓋、三品が天禄・辟邪の蓋と規定されている（これより先、洪武元年定では唐代と同じく五品以上が螭首亀趺とされている⁽⁸⁾）。こうした規定は、亀趺が趺石の上位に位置することを定めるものである。

以上に、さらに鄙見を加えるとすれば、以下の点がある。

《鄙見その1：亀趺の表現形式の変化と竜生九子伝説》

関野氏が、亀趺の表現形式は唐代には古朴の風から進み写実を加味して雄麗の氣象をあらわすにいたったと述べている点については、興味ある伝説がある。問題の亀趺の亀（鼉屬と表現）が竜の子であるというものである（明楊慎撰『升庵外集』「俗伝、竜生九子、不成竜、各有所好、云々、一曰、鼉屬、好負重、今碑下趺是也。」⁽⁹⁾）。この観点から、唐代における表現形式の変化を観察すると、確かに唐後期以降の亀趺の亀は牙や耳など本来の亀にはないはずの表現が目につく（それ以前の無耳無牙の場合を「古形式亀趺」と表現して一覧に示し

た)。これらは竜の表現でもある。鼉鼉という言葉は、宋代にすでにあり、『营造方式』（巻3・鼉鼉座碑「造鼉鼉座碑之制，其首鼉鼉盤竜下施座於土襯之外，自座至首共高一丈八尺，其名件広厚皆以碑身每尺之長積而為法」）や『集韻』（「鼉，鼉鼉，鼉也，一曰雌鼉為鼉」）にその名が見えている。宋代以前において伝説の有無が確認できない嫌いはあるが，亀趺の細工上の表現の仕方が，竜を念頭におくという意味において，一部の例外（古形式亀趺）を除き唐後期以後一貫している点からすると，問題の細工表現の変化は，少なくとも伝説の流行に関わると見てよいのではあるまいか。

しかるに，この伝説に関わらせて，『THE CHINESE SPIRIT ROAD』は後漢の樊敏碑を説明する。曹丹『文物』1963-12が樊敏墓の石闕を紹介して「竜生九子」の伝説が刻されているとしているのを承けたものである。しかし，そこで議論されている伝説は『後漢書』哀牢列伝および『華陽国志』南中志に記載されているもので，実は「竜生十子」とすべきものである。しかも，それらはまさに人の男子を生んだとするものにして，母が竜に触れて懐妊し，うち一人が哀牢王になったとする⁽¹⁰⁾のものである。上記『升庵外集』の述べるいわゆる「竜生九子」伝説とは内容を異にする。ただちに亀趺の亀を竜の子とすべきものにはならない。もっとも曹丹『文物』1963-12所載の樊敏左闕の画像は，竜が多くの子を生む姿を表現しているが，見方によって「九子」を生んでいるようにも見える。しかし十子，あるいはそれ以上にみることも可能である。内容の上で直接的に関わる伝説が見いだせず，しかも当時の亀趺が「竜の子」を表現しているとは言えない以上，いまはしばらく唐中期以前について趺石の亀を竜の子と想定することは避け，関野氏の指摘どおり亀趺と玄武との関わりを探るにとどめておくのがよからう。

ただし，亀趺ではないが，薄葬令以来大型化した墓誌の中に亀形のものがあり，唐李寿墓誌（630薨）がこれに当たる。同墓誌の場合，亀の頭部は獣のように造り有牙有耳である。これが後の鼉鼉の表現につながる可能性もある。し

かし、すでに鼉鼉の伝説を付帯していたかという点、疑問である。墓誌銘には、「懼溟海之為田，儻佳城之見日，式銘貞石以紀……仙鶴方至，靈龜是考」とあり、溟海と関わり、鶴と対称される「靈龜」が、問題の亀らしい（『文物』74-9）。

関野氏が玄武との関わりから亀趺の発生を論じたのは、『隸統』5に紹介された漢碑の中に、趺石（方趺であろう）に玄武（「亀蛇」と表現）を（おそらくは画像風に）あしらったもの（柳敏碑〈後面は麒麟〉・沈府君碑〈後面は獸首〉）や、碑身の下部に玄武をあしらったもの（益州大守無名碑〈他は朱雀・青竜・百虎，碑陰は九尾狐などの下部に麒麟首〉・六物碑・単排六玉碑・没字碑）があったことによる（『支那の建築と芸術』171頁）。上記のごとく後漢碑の趺石には青竜・白虎を表現（両者が向き合う）するものも認められ（『THE CHINESE SPIRIT ROAD』50頁），『隸統』5紹介の碑には碑陽の下部に麒麟を刻するもの（六玉碑・邦雄傑碑）もある。後漢碑において発生したいくつかの表現の中から、亀趺だけが趺石として定着したことになる。六朝以後、碑の趺石に表現されるのは管見する限り方形台石（方趺）と亀趺しかない（例外は明朝長陵に置かれた「竜趺」である〈ただし清代の作〉。また南朝梁の神道柱には表石が付加されているが、その台石は螭台である）。とすれば、亀だけが碑を背負う獣として定着したのちに「竜生九子」伝説が加わったことになる。このことは、亀趺が竜の子を表現したために趺石に選ばれたのではないことを示すだろう。おそらくはその逆で、趺石として定着したために上記の伝説が付加されたのではあるまいか（この点については、下記12頁以下に「皇帝陵および諸侯王陵と亀趺碑」に関して再説する）。

獣のなかで、亀のみが趺石として定着する経緯については、なお不明の点が残るが、個人的には、薄葬令が生きている時期に亀形墓誌が使用されたことの影響を想定している。確認し得たうち最古の例は、北魏の元頭儁墓誌である点が多少気になるが、樊敏墓に見られる後漢代の墓前碑としての亀趺碑が、墓碑とともに禁止された後、地下の墓誌の一形式として生き残った可能性を考える。

亀の形状は、墓誌として表現するのに適していたため、使用されたものではないか。薄葬令によって墓誌は一般に著しく大型化した。墓前に碑が復活した時、大型墓誌は容易に墓碑に影響したと考えられる。

亀が甲羅を有すること自体が、碑石を背負うのに最適と考えられたのではないかと想定してみたが、この想定のもつ弱みは、梁の王梁前に建てられた神道柱を螭台が支えていることである。これとの関連で述べれば、亀趺は碑銘と密接に結びつくもので、やはりそれは、前代の墓誌との関わりを考えるべきであろう。

唐代における亀趺表現の変化は、朝鮮にも影響を及ぼしたといえる。このことが我国の亀趺碑を語るについても重要となる。この点は次節に朝鮮半島について述べることにする。

《鄙見その2：亀趺碑の二大類別》

従来、亀趺碑を含めた石碑については、碑銘内容からの類別以外に、別を立てることはない。しかし、碑の建て方から神道碑・顕彰碑の二大類別を立て、さらに顕彰碑を一般顕彰碑と神格等顕彰碑とに分けることが可能である。

そもそも、亀趺は神道碑の趺石として発展したのであるが、その碑銘は故人の遺徳を称えたものである。この顕彰という意味が強調されると、必ずしも墓前に建てなくてもよいことになる。はやくも前燕からこの意味の亀趺碑が建てられていたらしい（白石神君碑）。北周においても同様の亀趺碑が建てられ（西岳華山神廟碑）、その後も少なからず建立されている。本論ではこの種の碑を「顕彰碑」と表現する。神道碑も顕彰碑には違いないが、これを陵前・墓前以外の一一般の顕彰碑と別にするのは、下記に示す品階との関わりがあるからである。

一般顕彰碑と神格等顕彰碑の弁別も、下記に示す品階との関わりからする。「神格等顕彰碑」には、「神格顕彰碑」以外にも、孔子など人格でありながら、

ひとときわ神格化された存在についての「聖人等顕彰碑」も含まれる。事例が多いので、上掲一覧（122冊）では、「聖人等顕彰碑」を独立して示した。

《鄙見その3：陵墓石刻規定からする亀趺碑》

南朝梁の王陵に亀趺碑が用いられた後、一部例外を除き亀以外の動物が碑の趺石に用いられることはなくなったが、この点は、隋以降法的に規定されたことが確認できる。

楊寛氏は陵前石刻を身分規定との関わりから論ずるに当り、唐令と明会典の規定を提示するにとどめているが、その前後の規定をたどってみると、亀趺碑を含めた問題の石刻の規定がもつ意味をより正確に把握することが可能である。

各代の陵墓石刻に関する規定で我々が史料として参照し得るもののうち、晋以来明までの歴代の関連規定は仁井田陞『唐令拾遺』⁽¹¹⁾に提示されている。復原された唐喪葬令の規定（唐復旧喪葬令二十）は「諸碑碣，其文須実録，不得濫有褒飾，五品以上立碑，螭首亀趺，趺上高不得過九尺，七品以上立碣，圭首方趺，趺上高四尺，若隱淪道素孝義著聞，雖不仕亦立碣，石人石獸之類，三品以上六，五品以上四」となり、隋開皇喪葬令も「雖不仕亦立碣」以上について同様に規定されていたらしい（ただし、「五品以上立碑」〈『唐語林』卷8補遺〉の「五品」を『隋書』卷8礼儀志は「三品」に作る）。北宋の天聖喪葬令では、上記唐喪葬令の「若隱淪道素孝義著聞，雖不仕亦立碣」部分を除いた規定が知られる（『司馬氏書儀』卷7碑誌註）。しかるに、南宋の慶元令になると喪葬令の篇目がなくなり、当該規定は服制令に組み込まれた。規定自体も「諸葬，陸品以上立碑，捌品以上立碣，其隱淪道素孝義著聞，雖無官品立碣」と変わり、亀趺の文字が消えた（『元典章』にも、亀趺の規定は見られない）。しかし明礼令では亀趺の文字が復活し、「五品以上許用碑亀趺螭首，六品以下許用碣方趺円首」とされた。また『明会典』明洪武29年定で亀趺が「三品以上」と規定されたことは上述した通りである。

以上からすると、南宋から元にかけてが不明であるものの、亀趺が品階に関わって規定されていたことは事実である。しかるに、限られた範囲内とはいえ、管見の及ぶ範囲では、上記の品階規定によって官僚が亀趺碑を建てていたにしては、目にする亀趺碑は少ないとの感は否めない。

そこで、上述の令の規定をさらに検討してみると、「許用碑亀趺螭首」と規定している点に気づく。「許」とは、許可することであって、命ずることではない。この規定による限り、亀趺は造らなくてもよいのである。さらに『永樂大典』巻7393第44冊〈喪・公卿士庶喪礼一〉碑碣は、同じ内容を記して「国朝五品以上許用碑，六品以下許用碣」とし、やはり「許」の語を使っている。また「亀趺螭首」を「用碑」の後に、また「方趺円首」を「用碣」の後に小字で注記している。趺首についてはさらに規定の次元が異なることを示すがごとくである。仁井田陞氏（『唐令拾遺』）は唐喪葬令第二十条の復原に当たって、「唐六典及び唐会要是『螭首亀趺云々』『圭首方趺云々』を共に註としてゐるが、開元礼及び白氏六帖事類集に従って本文に作ることにした」と述べているが、ここに氏の想定とは逆に、「螭首亀趺云々」・「圭首方趺云々」がそもそも註であった可能性をも議論し得ることになる。螭首亀趺・圭首方趺が本文の規定とは次元の異なった規定たり得ることになる。

そもそも、喪葬令を遡ってゆくと、晋令の「諸葬者，皆不得作祠堂石，碑石表，石獸」（『唐令拾遺』834頁）という規定に行き当たる。これは有名な魏文帝の薄葬の詔（『三国志』魏書文帝紀）の精神を承け、検証可能な地上の目印を禁止したものである。もし、後代の喪葬令がこの精神を受け継ぐものとすれば、当然ながら厚葬を規制する規定となるはずである。とすれば、唐令の「五品以上立碑，螭首亀趺，趺上高不得過九尺，七品以上立碣，圭首方趺，趺上高四尺」は、「五品以上は碑を立ててもよい。それは亀趺であってもよい（六品以下はこれらを禁止する）。ただし高さが趺上九尺を越えてはならない。七品以上は碣を立ててもよい。それは圭首方趺であってもよい（八品以下はこれら

を禁止する)。ただし高さが趺上四尺を越えてはならない。」と解釈するのが妥当である。この解釈からすれば、たとえ一品であっても、碑を建てる必要はないことになり、極端な場合、例えば二品でも方趺の碣を建てられることになる。碣ならずとも、二品の者が圭首方趺の碑を建てることは許される内容である。

同種の観点から、令文そのものとはいえないものの、規定として語られている史料を管見してみると、元の潘昂霄『金石令』巻1碑碣制度（仁井田氏も『唐令拾遺』835頁に引用）が「諸碑碣，……五品以上立碑，螭首亀趺，二品以上不得高一丈二尺，五品以上高不得過九尺，七品以上立碣，圭首方趺，趺上高四尺」および「三品以上神道碑碣，於墓隧道之左面立，螭首亀趺，有依品從合得寸（見儀制令，更欲檢之此未尽也）」と述べている点が注目される。この規定が同じ時代に関するものとするれば、後者のみが墓前の「神道碑」に関する規定であると断っている以上、前者は顕彰碑（碑碣）の規定とするのが妥当な解釈であろう。「儀制令」という言い方は、仁井田氏が述べるように隋唐および宋初の令では「喪葬令」となればならないものである。前者を上記のように解釈すると、後者が上述の南宋儀制令（六品以上に立碑を許す⁽¹²⁾）をより細かく規定し、神道碑と顕彰碑を分けたものと見なし得る。

ただし、顕彰碑とはいえ、神格等を顕彰する場合は、品階を云々することが不能である。それは絶対的高位にいると見なされている場合に限られるようである。上掲一覧に示した例では、山岳信仰に関わる場合の他、仏教・キリスト教を顕彰する場合、儒教の聖人・哲人を顕彰する場合がある。

この解釈の延長上に、『明会典』巻23〈職官墳塋〉に示された洪武元年定と洪武29年定を考えると、後者29年定（三品以上が亀趺とされ、うち公侯と一品官が螭首を、また二品が麒麟の蓋、三品が天禄・辟邪の蓋と規定）と洪武元年定（唐令と同じく五品以上が螭首亀趺とされている）とが、実は本質的に矛盾するものではないと解釈し得ることになる。すなわち洪武元年定では、

唐令に合わせておおざっぱに規定しておいたのを、洪武29年定では神道碑についてのみより具体的に規定しなおしたということである。

しかしながら、もしこの規定に一般の顕彰碑の規定を組み込むとすれば、なおかつその一般の顕彰碑について『金石令』のように規定するとの仮定上では、当然ながらこの種の規定は唐令のごとおおざっぱなものに復帰するはずである。そこで、明のこの種の規定を追ってみると、『稽古定制』⁽¹³⁾（序：洪武29年11月望日）碑碣石獸の条は、唐制として上述の唐喪葬令を引き、宋制を唐制に同じとした上で、『明会典』巻23〈職官墳塋〉洪武29年定について掲げたのと同じ規定を「今定制」として挙げる。しかるに、『大明令』⁽¹⁴⁾はその序に「太祖開天，成祖繼極」と唱い上げるが、その礼令には上述のごとく碣に関してのみ唐令よりゆるやかな「五品以上許用碑龜趺螭首，六品以下許用碣方趺円首」という規定に落ち着いた⁽¹⁵⁾。許可の範囲は明示した上で、建てるか否かは個人の判断にまかせるという従来の規定にもどったことになる。ちなみに、これを承けたはずの『大清会典事例』巻38礼部「凡王以下至於庶人，各頒其葬礼」でも、「五品以上用碑，龜趺螭首。六品以下用碣，方趺円首」とあり、明礼令とまったく同じ規定となっている。

実際にこうした規定がどの程度遵守されたか（ここでは、下位身分の者が規定を越えて造ったかどうかを問題にする）は、現状では判断すべき材料に欠ける。

《鄙見その4：皇帝陵および諸侯王陵と龜趺碑》

楊寛氏が被葬者の身分制上の地位を顕示するものとして石刻を論じ、龜趺碑に言及している点に関して付け加えると、上掲の諸書の記述や写真資料による限り、皇帝陵前に龜趺碑を置くことは、梁朝において皇帝を追尊された文帝陵に認められるが、その後皇帝として崩御した者には全く見られず、明にいたって再度始まったと見られる。梁朝以来、墓前に龜趺碑を置く例は少なからず認

められ、法的規定もある点はすでに確認したところである。しかし、唐令において「五品以上」に許された螭首・亀趺は、皇帝におよぶものではなかったことになる。

隋唐の典範とされたのは、前代であることは想像に難くないが、この点について具体的あり方を提示するのは、亀趺碑に関する限り、南朝梁の陵墓である。

上掲『六朝陵墓調査報告』（10～63頁）や『南朝陵墓石刻』によると、上述のごとく梁では文帝陵前に亀趺碑が遺存する。ただし、両書によれば、前代の宋（武帝）・齊（宣帝・高帝・武帝・景帝・明帝）、梁（武帝・簡文帝）および後代の陳（武帝・文帝）の陵前石刻の様子も管見できるが、これら皇帝陵に亀趺碑は認められない。しかるに、梁の諸侯王（臨川靖恵王・安成康王・始興忠武王）前の神道には亀趺碑が建てられた。梁文帝を除くこうした皇帝陵の実態を念頭に置き、身分的に下位の者の建造を禁止すれば、隋喪葬令の規定になり、唐喪葬令の規定になる可能性が生ずる。

北朝の北魏に関しても、同様の制があった可能性はある。馮太后の永固陵では、現在陵前石刻は失われているが、幸いに『水経注』灤水注に比較的詳しい記述が残され⁽¹⁶⁾、そこでは「廟前鐫石為碑獸」とあるからである。碑獸は石碑と石獸であろう。ここにこの石碑が亀趺碑であった可能性が生ずる。ただ惜しいことに、梁や南朝諸陵における場合と違って皇帝陵と諸侯王陵における亀趺碑の有無を知るべき資料を手にすることができない。

さて、ところが、明皇帝陵には、神道の碑亭に亀趺碑が置かれた。例えば孝陵では「大明孝陵神功聖徳碑」と銘打って、頭彰碑であることを宣言しているが、神道碑であることに変わりはない。同様の碑は猷陵など他の皇帝陵前にも認められる。

こうした皇帝陵における亀趺碑の出現については、一つに元代に陵寢制度を採用せず、蒙古族の「潜埋」的埋葬方式に従った⁽¹⁷⁾ことが影響していると考えられる。明代にいたり漢族の制度を復活する必要が起こり、その際唐宋のあ

り方とは別の方式が採用され亀趺碑が皇帝陵に進出してしまったのではないか。

いま一つ重視したいのは、明の皇帝陵が当初南京において造営されたということである。南京には上述した南朝梁の陵墓がある。現在の表面調査（『南朝陵墓石刻』）ですら明らかとなる梁文帝陵前の亀趺碑の存在は、明初でも容易に知り得たはずである。梁の武帝が父を追尊して皇帝（文帝）とし、陵を造営したのに倣えば、明洪武帝が皇陵を建てる際に亀趺碑を建てることは、容易に発想されるだろう。想像をさらにたくましくすれば、武力によって権力を手中にした永楽帝が洪武帝の孝陵に亀趺碑を建てたのは、自らが初代皇帝であることを暗に示そうとした可能性もある。もっとも、その意図の有無に関わりなく、亀趺の制は後に継承されることとなった。

なお、上に「竜生九子」伝説にからめ、亀が趺石として定着したために上記の伝説が付加されたと推論したが、宋代以前の皇帝陵墓前には建てられなかった（元朝は潜埋）という実態は、この伝説に通じる内容を持つ。すなわち、竜を皇帝になぞらえ、諸侯王を皇帝の子として扱えば、当然趺石たる亀は竜の子がふさわしいことになる。六朝における亀趺碑再出現のあり方と隋唐以後の対応が、問題の伝説を生んだ可能性を考えておきたい⁽¹⁸⁾。

3 朝鮮半島における亀趺碑の出現と展開

《資料状況》紙幅調整の必要が生じたので本書第122冊に掲載

《朝鮮半島亀趺碑一覧》同上

《従来の研究》

朝鮮半島における亀趺碑の研究も、中国におけると同様専論として展開され

たのではない。それらも石碑を扱う中で言及されている。しかし、石碑の中で亀趺碑は重んじられてきたため、多くの写真資料が提供され、また当地域におけるその出現や造形展開の概要は、的確に把握されてきた。

関野氏は『韓国の建築と芸術』、および『朝鮮の建築と芸術』に収められたいくつかの論文において亀趺碑に言及している。後者の諸論考のうち「朝鮮美術史」では、第五章「新羅統一時代」から第七章「朝鮮時代」まで、「石碑」の項目に亀趺を語る。その論点をまとめると以下ようになる。

- 最古の亀趺碑は統一新羅初期の太宗武烈王碑で、当碑は螭首・亀趺ともに唐制により、亀趺は写実的で雄麗の氣象をあらわす。螭首は六竜左右相背いて螭結し中央に圭首の額をつくる。
- 同時期のものに劉仁願紀功碑・四天王寺碑がある。伝金陽碑も金陽墓前のものではなく、同時期の金庾信墓碑かと考えられる（この碑は『韓国美術史』によって金仁問碑とされるにいったつた）。
- 雙溪寺真鑿禪師碑・聖住寺大朗慧和尚碑は統一新羅末期を代表する。いずれも唐風を脱して朝鮮化し、固有の特色をあらわすにいたる。亀趺は初期の写実を離れてその頭部は獣に近く、背甲文は形式化し碑身薄きに過ぎる。螭首は低く厚く篆頭は方形となり、螭竜の様式も頗る特異のものとなる。
- 高麗初期は石碑一般に新羅末期の様式を継承し、一般に中期以後次第に簡略疎拙の傾向を帯びる。固有の特色が進み、螭首の代わりに宝蓋様のものを冠し、あるいは普通の屋蓋風を載せ、あるいはこれら頭部の装飾を略して碑身上部を半円形となし、あるいは袴腰形となすものが出てきた。
- 朝鮮時代は高麗時代の継承になるものもあるが、高麗化した形式をすて、唐宋時代の螭首亀趺の制に倣おうとする傾向が生じた。その上でこの唐宋風を脱化して固有の特色を示したものもある（ソウル、パゴダ公園内

大円覚寺碑)。後期にいたると廃頽の風を帯びる。

- 統一新羅以後、中国の影響を受けて、歴代の陵前に多くの石刻が建てられた。亀趺碑は統一新羅と朝鮮との陵墓に認められる。様式は上述の通りである。高麗陵にも碑閣その他の設備はあったと考えられるが、その形跡が認められない。

最後の点に関連し、今西龍氏は「高麗諸陵墓調査報告書」(『古跡調査報告書』大正5年度)で、次のように述べている。

- 陵碑の遺存するものはないが、神成王后貞陵・景宗王榮陵にはその亀趺のみが遺存している。東亀陵・西亀陵もまた亀趺にちなむ名称ではないか。高麗の陵墓はその前に碑を建てていたとは思われるが、正陵・玄陵のごとく完備した陵墓においても陵碑はなく、代わりに陵府の寺刹たる広通普濟禪寺の碑がある。これは高麗末期にすでに陵碑を建てる制が絶えていたことの証拠ではないか。

また、以下の点も述べている。

- 新羅・高麗両朝における僧侶の浮屠塔碑は多く遺存するが、士大夫の神道碑の存するものがわずかに高麗末期の二、三にとどまるのは奇異である。
- 李朝では当初は陵前に神道碑として亀趺碑を建てたが、文宗陵以後は王陵に神道碑を建てることは廃止された。人君の事績は国史に備載されるから、士大夫のように神道碑を建てる必要はない、というのが理由らしい。

葛城氏の『朝鮮金石攷』は、写真資料を示していないが、歴代の碑刻に関する著録や当時近刊の資料に触れつつ碑刻内容や年代をまとめている。歴代の著録が石碑の形態に無関心なのに対し、亀趺碑であるかどうかといった簡単な記述ながら、この方面に関しても記述した。

『朝鮮金石攷』は、碑を分類して「紀績碑」・「巡狩碑」・「国境碑」・「神道

碑」・「寺刹碑」・「塔碑」・「石鐘碑」（一種の塔碑）・「碣」・「墓表」等を挙げている。これらのうち、本論で問題にするのは、おおむね「神道碑」と「塔碑」であり、「紀績碑」などにも触れる。「神道碑」と「塔碑」とを除くと、数の上では一般の「顕彰碑」と一括して扱っておいてよからう（ただし墓表は、碑陽に誰のいかなる墓かを記すのみのもの〈碑陰に記さないもの〉もある。これはこの例から漏れる）。「塔碑」は、僧侶の舍利を蔵した塔（舍利塔）の傍らに建てる碑を言う。僧侶の経歴を碑銘に盛り込んで顕彰する。その意味では墓碑の一種とすることもできるが、多数を数えるので独立して扱っておく。

『朝鮮金石攷』は、神道碑について、李氏朝鮮では二品以上の墓主にこれを立て得るの定制があった点を指摘する（惜しむらくは、典拠が示されていない）。

趙東元「韓国石碑様式의變遷」は、石碑一般についてまとめる中で、亀趺碑の問題に論究し、十二世紀後半から十四世紀末にかけて、亀趺碑に螭首の形式がなくなってくる点、同時期に方趺・屋蓋形蓋石の碑石が出現してくる点を指摘している。

以上に、鄙見をさらに加えるとすれば、以下の点がある。

《鄙見その5：頸部直立式亀趺》

上述したように、統一新羅後期九世紀に始まって高麗に流行した独特の亀趺表現がある。頸部の角度（直立）、および頭部と頸部との接合形式（四足獸形）が特徴的で、以下これを「頸部直立式」と称することにした。中国の亀趺は、管見の限りこれに当てはまるものが見あたらず、頭部と頸部の接合形式はすべていわゆる亀蛇形で、頸部もおおむね斜めに伸びる（以下図版2参照）。一部直立に近い場合もあるが、頭部・頸部接合形式はあくまで亀蛇形であった。これを上掲の諸例によって具体的に見てみると、僧侶塔碑では実相寺証覚大師凝寥塔碑（九世紀中期）が唐様式であるのに対し、大安寺寂安禪師照輪清浄塔碑

(862 建〈『国宝』〉)はすでに頸部直立式となっている。また、一般の顕彰碑では、舒蔵寺阿弥陀仏造像事蹟碑(801 建〈『国宝』〉)がすでに頸部直立式亀趺となっている。これらから判断すれば、頸部直立式亀趺が出現し唐式(すなわち古形式。無耳・無牙)亀趺にとってかわるのは、九世紀前期から半ばにかけてといえそうである。

その頃中国では、唐が衰退滅亡し五代諸国が興亡をくりかえした。前節に検討したように、中国ではちょうどこの頃に亀趺の新しい表現が流行してくる。すなわち、頭部・頸部の接合形式や頸部の角度が基本的に変化したわけではないが、唐後期以降、頭部が有耳有牙となってくる⁽¹⁹⁾。この変化は、亀趺の亀(鼈)が竜の子であるという伝説の流行に関わるらしい。同じころに頸部直立式の亀趺が朝鮮半島に出現し展開してくるのであるから、これも上記の伝説に関わると見るのが適切である。頸部直立式の亀趺表現は、亀の頭部が中国のものより竜の意識が際だつ造形となっている。とりわけ、頭部の表現が顕著である。

上述のごとく、頸部直立式亀趺は、管見の限り、碑趺としては中国には見られないが、明朝長陵碑亭内には、亀趺ならぬ「竜趺」の碑がある(ただし、清碑。関野貞『支那の建築と芸術』図版117は亀趺と表現)。しかし、これも骨格からみれば頸部がゆるやかなS字状を呈しているだけであって、頭部・頸部接合形式は四足獣のそれではないので、すでに規定した意味での頸部直立式ではない。

しかるに、この頸部直立式亀趺の祖形は、中国にあった可能性も濃い。というのは、次節に検討するように、我国には空海が中国からもたらした可能性のある絵画上の亀趺表現(水天を載せる。図版11参照)があり、これは、問題の頸部直立式亀趺に分類し得るからである。空海入唐に先だつことわずかの時期に、朝鮮半島に問題の亀趺表現が出現している事実は、それが中国に根ざすことを示唆する。ただし、中国においては、この形式の石碑趺石は少なくとも

流行はしなかったらしい。

頸部直立式亀趺は、南宋に平行する時期以後の事例が急激に減少する。特に下記に問題にする僧侶の塔碑は当該時期に管見するところ一例も見られない。このことは、あるいは、南宋において、墓前碑の事例が一例も見られないのと平行する現象かもしれないが、管見し得る中国の事例が少ないので即断はできない。

南宋滅亡後の高麗朝になると、頸部直立式亀趺がわずかながら見られる程度となり、高麗前期に比較してほとんど造られることがなかったらしい。しかも、中国式の亀趺表現も出現してきた。そして李朝に入ると、頸部直立式亀趺は造られなくなったらしい。

頸部直立式亀趺の具体例を見てゆくと、現存するものの多くが僧侶の塔碑である。また宗派別に見れば、新羅後期については、禪宗僧侶の塔碑が多い。高麗になると、教宗僧侶の塔碑がこれに加わる。唐から伝来の禪宗が新羅後期に盛んとなった⁽²⁰⁾際、好んでこの種の塔碑を建てたのが、高麗に及んで教宗でもこの種の塔碑を建てるようになったことを示す。

以上の塔碑亀趺の流行は、李朝において亀趺碑が官僚の墓前神道に建てられたのと対照をなしている。

《鄙見その6：李朝亀趺碑と品階規定》

李朝になると、前代までと一変して排仏政策が取られるようになり、僧侶塔碑から亀趺が消滅した。代わって、李朝官僚の墓前に亀趺碑が建てられるようになる。

葛城末治氏（『朝鮮金石攷』）が、神道碑について、李氏朝鮮では二品以上の墓主にこれを立て得るの定制があった点を指摘する点はすでに上述した通りである。しかし、氏はその具体的典拠を示していない。そこで、『韓国金石大系』等を利用して亀趺碑と李朝官僚の品階とを比較対照してみると（亀趺碑一覧に

品階を示しておいた)、確かに二品以上の者しか亀趺碑を建てていなかったらしく、三品以下の事例は皆無である。実態としては、葛城氏の言う通りである。

では、品階についての規定はどうだったのだろうか。周知のごとく、李朝においては、明の制度にならって法典の編纂が始まり、世宗から成宗にかけて『経国大典』として整備された。また、礼関係の規定は『国朝五礼儀』(後に『国朝統五礼儀』も編纂)にまとめられた。この『経国大典』・『国朝五礼儀』いずれにも、亀趺碑に関する規定は見られない。ただ、凶礼の治葬の条に(王陵の規定として)「当石室西南山麓、营丁字閣……其東建碑閣」と述べ、別に『国朝五礼考異』治葬条が、「其東建碑閣、旧立神道碑、今只豎表石、或未豎」と述べる⁽²¹⁾だけである。そこで、典範となったはずの明の規定を再確認すると、すでに前節において検討した通り、洪武29年に定められた三品以上に亀趺碑を認めるという規定、およびこれをゆるやかに再規定した五品以上に亀趺碑を認めるという規定に行きあたる。その実態は、神道碑としては三品以上、一般の顕彰碑については五品以上に亀趺碑の建立を認めるという規定だったらしい点もすでに述べた。李朝における実態は、この三品以上という規定を意識し、朝鮮王が明朝皇帝に臣侍する関係を考慮して、二品以上の者が造ったと想定できる。おそらく、李朝ではこのように明の規定を援用したものであろう。

そこで注目したいのが、中国の亀趺碑について問題にした規定上の「許可」という部分である。もし、李朝における不文規定が「二品以上に亀趺を“許す”」であったとすると、一品や二品の者が亀趺碑以外の碑を多数建てていなければならない。

この点につき、『韓国金石大系』を管見してみると、一品・二品官が亀趺でなく方趺を使用している事例が少なくないこと、三品以下に確かに方趺碑を建てている者がいることが明かとなる。こうした実態は、亀趺が方趺の上位に位置することを意味し、「許す」という規定が存在していたことがわかる。これはこの規定上の解釈が中国についても誤っていないことの傍証ともなる。

なお、頸部直立式亀趺について、この品階との関わりを見てみると、高麗時代仏教界に法階が定められていたことが注目される⁽²²⁾。禪宗では下から順に大選・大徳・大師・重大師・三重大師・禪師・大禪師があり、教宗では同じく大選・大徳・大師・重大師・三重大師・首座・僧統があった。この中で禪宗では禪師・大禪師、教宗では首座・僧統に登った僧の中から、王師（王の師）・国師（国の師）が選ばれた。問題の亀趺碑を建てた僧侶の法階を調べると（『朝鮮金石攷』等参照）、不明の場合を除けばすべて第五位階の大師以上であることが確認でき、普願寺法印国師宝乘塔碑以降は概ね国師・王師と称されている（すなわち第二位階以上）。高麗時代にも、明かに位階を意識して亀趺碑を建てていたことを示すだろう。新羅時代についても、概ね禪師と称されており、少なくとも禪宗僧侶中の高位者について建碑していたことは確かである。禪師塔碑としての亀趺碑は唐制の移入による可能性が濃いが、唐代中国におけるこの種の塔碑の実態は、手許の資料ではほとんどわからない。

《鄙見その7：碑上表現と趺石》

前節に確認したように、中国における規定では、亀趺とセットになる碑上表現は、螭首・圭首・円首の三種が一般に規定され、明洪武29年定では、さらに「蓋用麒麟」（二品）・「蓋用天禄辟邪」（三品）が加えられた。この付加規定を承けたと思われるのが李朝亀趺碑の碑上表現である。亀趺碑一覧に示したように、少なからざる碑上表現が螭首ではなく蓋石（簷石）となっている。しかもこれは一品・二品いずれにも見られる。明洪武29年定の「蓋用麒麟」・「蓋用天禄辟邪」が「蓋を許し、麒麟を用いるを許す」（二品以上）、「蓋を許し、天禄・辟邪を用いるを許す」（三品以上）という規定であったことの傍証となるだろう。

この意味から、趺石が方趺である碑上の表現を見てみると（上掲方趺碑一覧。典拠は『韓国金石大系』）、一品・二品官は、概ね螭首・蓋を使用する。「戸牌

形碑身」(手許の資料では必ずしも確認できないが、円首を指すものであろう)の場合もある。これらの事例は、亀趺こそ使用しないものの、碑上表現については明の規定を意識して建碑したことを示すものである。

ここに、碑の規定を実際に運用するには、趺石のみでなく碑上表現をどうするか、問題とされたことを知る。この碑上表現の問題は、我国の亀趺碑を語る上で重要な要素となる。

《鄙見その8：王陵と亀趺碑》

朝鮮歴代王朝の陵墓と亀趺碑との関わりも注目される場所である。前節に述べたように、中国では少なくとも唐以降明建国にいたるまで、皇帝陵前に亀趺碑を建てていなかったらしい。その上で、官位上位の者に亀趺碑の建立を許した。これを東アジアの視点からとらえると、周辺国の首長が亀趺碑を建立することは、外臣とはいえ中国王朝に臣侍する現実を具体的に表現することになりはしないか。

上掲亀趺碑一覧に示したように、統一新羅ではいく代かの王陵に亀趺碑の建立が確認できるのに対し、高麗王陵には、それが(現状の調査では)ほとんど認められない⁽²³⁾。このことは、中国との接し方を見る上でその意味が問われなければならない。

すでに検討した通り、中国では元王朝の墓葬が特異であったものの、歴代の墓葬規定は前代を基本的に踏襲していたと見られる。高麗に年号を使用せしめた遼・金もその例外ではないらしい。しかるに、金が北宋を滅ぼした後、高麗で亀趺碑が著しく減少することも、すでに検討した通りである。高麗仏教界の激変があったとは考えられないので、金朝の圧力が加わった可能性を考慮しなければならない。ここに『金石例』金制(『唐令拾遺』835頁参照)を参照すると、そこに石人石獸の規定はあるが、碑石の規定は欠けている。

このように、高麗における亀趺碑そのものの減少した時期があり、それは北

日本近世の亀趺碑

方中国における亀趺碑建立の衰退を意味する可能性もあるが、逆に盛んに建立された時期ですら、一部例外を除いて高麗王陵には亀趺碑が建てられなかった可能性が濃いということになると、新羅とは異なる対中意識が働いていたことになりはしないか。そもそも、統一新羅後期に頸部直立式と仮に呼んできた独自の様式が現れるのは、おそらく唐帝国の衰退と密接に関わるであろう。

しかるに、李朝になると、再度王陵前に亀趺碑を建てることになった。しかも、その様式は従来の頸部直立式ではなく、中国式によっている。亀趺頭部の表現に竜を強烈に意識したものもあるが、頸の表現は平行ないし斜上行にとどまる。陵墓以外にも、僧侶塔碑としての亀趺碑はすたれて代わりに高級官吏の神道碑が増加した。前代に比較してより親中国的になったことを示し、仏教に代わって儒教を国教化したことに対応するものであろう。

しかし、独自性の追求はなお認められる。文宗陵以来王陵の神道碑を廃止したことがそれである。廃止の理由は、上述のように「人君」が全面に出され、君主であることが強調されている。『国朝五礼考異』治葬条が、「其東建碑閣，旧立神道碑，今只豎表石，或未豎」とのべる⁽²¹⁾ように、王陵の神道碑は「表石」になり、しかも必ずしも建てられなくなった。十八世紀英祖の時、それまで建てられていなかった陵墓にも表石が相次いで建てられているが、これを含め歴代王陵の表石は、碑身が屋蓋形蓋石を載せ方趺に載る（『韓国金石大系』5）。文宗陵以後、王陵は亀趺碑と縁を切ったわけである（ただし、王の胎盤をまつた「胎室」前については、世宗・文宗・端宗のそれに亀趺碑が建てられている〈亀趺碑一覧〉。なお、1900年になって、太祖健元陵の表石が亀趺碑として建てられている）。

前節に検討したように、手元に入手し得る資料は限られているが、明朝では日々皇帝陵に亀趺碑が建てられていたらしい。とすれば、李朝王陵に亀趺碑を建てても、明の制度を意識する限り、必ずしも属臣たることを具示することにはならないはずである。しかるに、亀趺碑を廃止したとなれば、これをはばか

る何らかの理由が議論されたことになる。明の制をいわば無視して「人君」を前面に押し出した背景には、高麗の王陵の制、あるいはむしろ宋以前の中国皇帝陵のあり方が議論され念頭に置かれた可能性はあるまいか。もし、この推論が正しいとすると、それは（隋）唐以来宋にいたるまでの中国皇帝陵、および高麗王陵に一般に亀趺碑がなかったことの傍証、すくなくとも議論の上ではなかったとされたことを示すものとなろう。また、その上で、属臣たることを示すことを避けたことにもなる。

《東アジア冊封体制と亀趺碑》

以上の議論を念頭に置き、中国歴代皇帝陵・王陵・高官墓と亀趺碑との関係、ならびに朝鮮歴代王陵・高官墓と亀趺碑との関係を概観すれば、東アジア冊封体制と亀趺碑との関連につき、以下のようにまとめることが可能である。

- 1：唐朝にあつては、皇帝陵前に亀趺碑を建てず、王陵ならびに高官の墓前神道にのみ亀趺碑の建立を許した。周辺国では、統一新羅が歴代王陵に亀趺碑を建て、外藩として中国皇帝に臣侍することを示した⁽²⁴⁾。
 - 2：高麗朝になると、一部の例外を除いて王陵に亀趺碑を建てず、碑趺について冊封体制を具示することを避けたいらしい。
 - 3：明朝には皇帝陵に亀趺碑を建てるようになり、三品以上に亀趺碑の建立を許した。李朝は、明との冊封関係を示すべく、二品以上の神道碑に亀趺を許した。しかし、当初王陵に亀趺碑を建てたのに、文宗以後これを止めたのは、皇帝陵に亀趺碑を建てることに対して、伝統との咀嚼を認めためと、王自身の陵墓については、冊封関係を具示することを避けたためらしい。
 - 4：胎室碑として亀趺碑を建てたことは、李朝独自のあり方を示し、高麗朝において高僧塔碑に独自性を誇示したのと同様の意識が認められる。
- 第3の点は、明朝の施策への懐疑の意思を示す一方で、墓葬の面では臣侍の

実態を示すことを拒否したものと考えたい。李朝諸神道碑が、明の滅亡後もおおむね「崇禎紀元」を使用していた事実（一覧に示す）は、一面で明との冊封関係の存続を主張するがごとくであるが、単純に明朝に臣侍していたのではないということになる。民族的自尊心に基づく反清感情の発露を考慮しなければならない。

東アジア冊封体制と亀趺碑をめぐる問題は、我国の亀趺碑のあり方を探る上でも、重要な意味がある。この点については、後述することになる。

4 我国における亀趺碑の出現と展開

〈問題の所在〉

以上二節にわたって、中国と朝鮮半島における亀趺碑についての研究史をたどり、その制の内容を検討して若干の鄙見を提示してきた。

中国においては、亀趺はそれぞれの歴代を通じて、陵墓の神道（参道）に展開する石獸と密接に関わり、螭首等とセットになって上位位階の者にゆるされた身分的規制の強い趺石であることが明かになった。また皇帝陵前の亀趺碑については、南朝梁において皇帝号を追尊された文帝陵前に認められるものの、一般にその後は建てられなかったらしいこと、明朝になって皇帝陵に進出したことが想定された。もともとの顕彰碑としての意味から、亀趺をもつ碑石は、往々にして墓前以外の場所にもおかれ、神格（宗派を問わない）や前代の身分高さ人の徳を称える場合も少なくない。これについても品階の議論が存在すること、品階を越えた絶対的權威として神格が意識されること、孔子をはじめとする儒教の聖人・哲人が神格と同様に品階を越えた存在であることが注目された。従来、墓前の神道碑と一般の顕彰碑とを分けて議論することがなかったが、『金石例』や明の規定からすると、少なくとも元以降は神道碑については三品以上、一般の顕彰碑については五品以上というのが、建碑を許可される基準と

されていたようである。この「許可」を意味する言葉が、隋喪葬令以後の歴代規定で必ずしも明示されていない点も、見逃されてきた嫌いがあるので注意しておきたい。

朝鮮半島においても、中国の制を継承したことが認められる他、新羅後期から高麗時代にかけて、独自の亀趺表現が盛んとなり（頸部直立式亀趺）、しかもこれらはおそらくは寺院顕彰碑として始まり、主として高僧塔碑として建られたこと、王陵における亀趺は新羅王陵に複数例認められるものの、高麗王陵については一例を数えるのみで、一般に建てられなかった可能性も濃いことを想定し得た。李朝初期には亀趺を王陵に建てたが、文宗陵以後建てることになくなったことも確認できた。明洪武29年定に記される蓋石が、李朝亀趺碑に用いられている例が少なくないことが注目される。建碑許可の基準は、高麗朝頸部直立式亀趺の高僧塔碑に僧階第五位の大師以上という一定の基準を認め得る他、李朝において中国との冊封関係を厳格に意識したらしく、神道碑は二品以上にしか建てられていない。同品階で亀趺を建てず一段階下の方趺にした例も多く、規定が一定品階以上に「許可」される内容であることを具示する。

以上を念頭において、我国の亀趺を検討することになる。一般にそうであるように、亀趺碑も焦点の当て方によって問題が多岐にわたってくる。しかるに、論証を必要とする点がなお多いので、一定の筋道を用意しておかないと、論理が錯綜しかねない。予め管見した結果をも念頭におき、順を追って検討を進めたい。

ただし、以下に論を展開するに当たって、全国の江戸時代墓葬をつぶさに検証したわけではないことを確認しておきたい。ある程度の調査が済んだ段階で、見通しが次第に立ってきたことは事実であり、その見通しに沿って、盛り込むべきものは、調査を広げて極力盛り込むように努めた。しかし、なおかつ遺漏があることは充分予想されるので、御教示を期待したい。

《資料状況・研究史》

すでに本論冒頭に述べた通り、我国の亀趺については、全国的視野からの比較検討はいまだなされていない。本論執筆の動機もここにある。

しかし、各地に点在する亀趺碑個々についてみると、中国の亀趺碑が石碑としては豊富に著録されてきたのと同様、碑銘に関する研究は進められてきた。貴重な先行研究であり資料である。

これら亀趺を扱う資料を、個々の亀趺碑ごとに調査し得た範囲内で一覧にしてみると、以下のようになる。

《日本近世亀趺碑及び資料一覧》

§ 碑銘全文掲載資料 * 図版掲載資料 亀長……亀趺鼻先～尾の長さ(概数)
碑身……亀趺上中央高(概数) 亀長・碑身は資料名・提供者名併記のもの以外筆者計測

亀趺頭部・首部の形式(中国式か頸部直立式か)、碑身(板状か碣状か、螭首・蓋の種類と有無)、亀趺前面と碑正面の関係については、碑正面に向かって左か右かについてのみ注記

【墓前碑】

[亀趺発生を語る参考例。亀趺にあらず]

- 茨城県古河市所在古河藩永井家墓地内右近大夫永井月丹居士碑 [史料：\$『羅山先生文集』(版本の他、1918.2 平安考古学会活字版) 卷 41 碑誌上・右近大夫永井月丹居士碑銘及び右近大夫永井月丹居士石表詞]
- 愛知県瀬戸市定光寺内靈亀岩(尾張徳川家初代義直廟前) [資料：太田正弘『定光寺誌』(栄泰印書館 1985.3)]

[大名墓前碑 1：複数代に建てられたもの]

- 日 1) 茨城県常陸太田市所在水戸徳川家瑞竜山墓地歴代藩主および正室墓表 [本文図版 3 (頼房)/史料：石川慎齋『水戸紀年』(『茨城県史料・近世政治編 I』) 所収、1970 年 12 月。慎齋の起稿は文政 9 年(1826)、脱稿は翌年 3 月)・\$『瑞竜山碑文集』(彰考館文庫本)・『神亀靈感記』(彰考館文庫本。信慶写、年次なし。)

信慶は寛文頃の人)/資料：関野貞『日本の建築と芸術』上(岩波書店, 1930.6.15) 60頁：近藤啓吾『儒葬と神葬』(国書刊行会, 1990.9) 全て墳墓正面に建てて表石とする：亀趺形式★頸部直立式☆中国式(ただし、四足獸形頭部で中国式に表現するので、いずれに判断するか難しい場合もある)：板状碑身：碑首は藩主が天禄辟邪首(初代のみ獅子首)、正妻は獅子首：亀趺前面は碑正面(墓正面)に向かって左：墓石はなく小型墳丘を造り、藩主は馬鞍形(馬鬣封)、正室は円錐形(通称馬蹄封)

★初代頼房(故水戸侯正三位権中納言源威公)：碑陰孝子光圀 1661 寛文1「立」

★初代側室(靖定太夫人、光圀生母)：碑陰孝子光圀 1661 寛文1「立」

☆二代光圀(故権中納言従三位水戸源義公)：碑陰孝子綱條 1701 元禄14「立」

★二代正室(哀文夫人)：碑陰 1658 万治1

☆三代綱條(故権中納言従三位水戸源肅公)：碑陰孝子宗堯建 1718 享保3 葬

☆三代正室(莊恵夫人)：碑陰孝孫鶴千代麻呂建 1732 享保17 葬

☆三代世子吉孚(故従三位行右近衛権中将水戸世子源恭伯)：碑陰源宗堯 1721 享保6 葬

☆四代宗堯(故参議従三位左近衛権中将水戸源成公)：孝子鶴千代麻呂建

★四代正室(純懿夫人)：碑陰孝子宗翰：碑陰孝子源宗翰建 1746 延享3 葬

☆五代宗翰(故参議従三位左近衛権中将水戸源良公)：碑陰孝子治保 1767 明和4 建

★五代正室(端懿太夫人)：碑陰哀孫源治紀謹誌 1808 文化5 葬

★六代治保(故権中納言従三位水戸源文公)：碑陰哀子治紀謹誌 1805 文化2 葬

☆六代正室(正礼夫人)：碑陰水戸侯源治條建 1871 天明1 葬

★七代治紀(故参議従三位左近衛権中将水戸源武公)：碑陰哀子齊脩謹誌 1816 文化13 葬

☆七代正室(恭穆夫人)：1794 寛政6 葬

★八代(水戸源哀公)：碑陰哀子紀教謹誌 1829 文政12 葬

★八代正室(孝文夫人)：1853 嘉永6 葬

★九代(故権中納言従三位水戸源烈公)：碑陰哀子慶篤謹誌 1860 万延1 葬

(★九代正室〈文明夫人〉：1893 明治26 葬)

(本来烈公墓表に使用される目的で建造され廃棄された亀趺が、墓守の幸翁尼子君〈文久2卒〉に下賜され、現在瑞竜山墓地内の幸翁尼子君碑の脇に置かれている)

★十代(故権中納言従三位水戸源順公)：碑陰哀子昭武勤誌 1860 万延1 葬

- ★十代正室（順貞夫人）：1856 安政3 葬
（☆十代継正室〈惠懿夫人〉：1886 明治9 葬）
- 日2) 福島県耶麻郡猪苗代町土津神社所在土津靈神之碑及び同県会津若松市所在会津藩松平家歴代神道碑 [本文図版3 (正之)/史料：『家世実記』, \$ 相田泰三『土津靈神碑文謹解』（福島県耶麻郡猪苗代町土津神社頒布）, \$ 相田泰三『会津松平氏墓碑銘和解』（会津保存会, 1963. 12）/資料：塩谷七重郎『保科正之公と土津神社・その影響と治蹟』（土津神社, 1988. 11）, 近藤啓吾『儒葬と神葬』（国書刊行会, 1990. 9）] 二代を除き、円墳を築き墳上に鎮石を置く。墳前に墓表（方趺）を建て、墳丘に向かって右側に神道碑（亀趺）を建てる：中国式亀趺：碣状碑身：木製屋蓋：亀趺前面は碑正面（神道に向かう）に向かって左側（墳墓に向かう）
- ☆初代保科正之（土津ハニツ靈神之碑「中将之任宜従勅命乃拜，累叙従三位又辞」）：山崎嘉撰文「延宝二年(1674)之秋鐫石立碑」：墳墓と神道碑の間に土津神社の社殿
- ※二代保科正経（侍従筑前公）神道碑（横田俊益撰文）は方趺蓋石。墓石（仏式）を建て墳丘を造らず。
- ☆三代松平正容（徳翁トコオ靈神碑「正四位下左近衛權中将兼肥後守源公」）：1733 享保 18 林信充撰文
- ☆四代松平容貞（土常ツチトフ靈神碑「従四位下左近衛少将兼肥後守源公」）：1759 宝暦 9 林信言撰文
- ☆五代松平容貨（恭定ユウシズ靈社碑「正四位左近衛中将肥後守源公」）：1810 文化 7 林衡撰文
- ☆六代松平容住（貞昭スミテル靈社碑「従四位侍従肥後守松平公」）：1810 文化 7 林衡撰文
- ☆七代松平容衆（欽文アキサト靈社碑「少将欽文公」）：1829 文政 12 林衡撰文
- ☆八代松平容敬（忠恭マサオ靈社碑「正四位中将肥後守松平源公」）：1860 万延 1 林昇撰文
- 日3) 鳥取県岩美郡国府町池田家歴代墓石 [本文図版3 (光仲)/資料：西尾護『国府の石碑』（西尾発行〈鳥取県岩美郡国府町268〉, 1985. 4. 29）] 墓前碑ではなく墓石：頸部直立式亀趺：板状碑身（位牌形）：円首
- ★初代光仲（興禅院殿因伯刺史俊翁義剛大居士）[*『国府の石碑』79～84 頁] 亀長 213 cm 碑身 279 cm：碑陰「故因伯両州城主兼相州刺史羽林次将松平仲公碑銘」・1693 元禄 6 墓

- ※初代光仲の祖父は正三位池田輝政→●日4)
- ※二代綱清墓石は方趺円首：碑陽「前因伯兩州大守羽林次將源朝臣」・碑陰清源寺殿良宗常溫大居士・1711 正徳1 墓
- ★三代吉泰（天祥院殿故因伯刺史機運衍応大居士）〔『国府の石碑』86頁〕：碑陰「中大夫羽林次將源朝臣」・1739 元文1 墓
- ★四代宗泰（大広院殿故因伯刺史義山衍隆大居士）〔『国府の石碑』87頁〕：碑陰「前中大夫拾遺源朝臣」・1751 延享4 墓
- ★五代重寛（岱岳院殿故因伯二州牧祥雲洪沢大居士）〔『国府の石碑』87頁〕：碑陰「中大夫羽林次將源朝臣」・11783 天明3 墓
- ★六代治道（大機院殿故因伯刺史賢翁紹雄大居士）〔『国府の石碑』87頁〕：碑陰「前中大夫拾遺源朝臣」・1798 寛政10 墓
- ★七代斉邦（直証院殿故因伯鎮主徳應義栄大居士）〔『国府の石碑』88頁〕：碑陰「四位下侍從源朝臣」・1807 文化4 墓
- ★八代斉稷（耀国院殿峻徳光隆大居士）〔『国府の石碑』88頁〕：碑陰「故因伯兩國主從四位上左近衛權中將源斉稷朝臣」・1830 文政13 葬
- ★九代斉訓（瑞徳院殿智覚良温大居士）〔『国府の石碑』88頁〕：碑陰「故因幡伯耆国主從四位上左近衛權少將源斉訓朝臣」・1841 天保12 葬
- ★十代慶行（正国院殿純徳玄明大居士）〔『国府の石碑』88～89頁〕：碑陰「故因幡伯耆国主從四位下左近衛權少將源慶行朝臣」・1848 嘉永1 葬
- ★十一代慶栄（栄岳院殿穆雲光沢大居士）〔『国府の石碑』89頁〕：碑陰「故因幡伯耆国主從四位上侍從源慶栄朝臣」・1850 嘉永3 葬
- 日4) 山口県萩市東光寺毛利家三代吉就以来奇数代神道碑 [本文図版4 (吉就・宗元)/資料：\$『毛利十一代史』(毛利家蔵版として1908.7.27 発行〈非売〉。1972.3.25 復刊, 名著出版〈東京〉。以下に示した頁数は復刊本のもの)] 亀趺形式★頸部直立式☆中国式：板状碑身：螭首
- ★三代毛利（防長兩州大藩主大江）吉就〔『毛利十一代史』3冊381～384頁〕 亀長152cm 碑身218cm：住持敦高泉1694元禄7撰文：碑銘「出平城天皇之後……」
- ☆五代毛利（防長国主從四位下拾遺大江朝臣）吉元〔『毛利十一代史』5冊738～743頁〕 亀長158cm 碑身214cm：住持竜統棟1731享保16撰文：碑銘に先祖を顕彰しない
- ☆五代吉元世子（佐渡守大江）宗元公成徳碑〔『毛利十一代史』5冊426～429頁〕 亀長137cm 碑身202cm：住持寂竜巖1722享保7撰文：中国式亀趺：墓

日本近世の亀趺碑

石無し：碑銘に先祖を顕彰しない

☆七代毛利（長防国主従四位下行式部大輔兼左近衛兼少将大江朝臣英靈公）重就
〔『毛利十一代史』8冊111～116頁〕亀長159cm 碑身218cm：住持翠山栄寛
政1撰文：碑銘「其先出平城天皇世以文学為名卿……至洞春公奄有十州霸於西
州」

★九代毛利（長防二州大官令四品拾遺補闕大江朝臣……靖恭公）齐房〔『毛利十
一代史』9冊254～258頁〕亀長157cm 碑身218cm：住持衍操大愚1810文化
7撰文：銘文「其先出自平城天皇世以文学為名卿……洞春公霸西諸侯」

★十一代毛利（従四位上行大膳大夫兼左近衛権少将長防国主邦憲大江公）齐元
（亀長157cm 碑身220cm）〔『毛利十一代史』10冊510～515頁〕第十五代衍
操大愚天保7撰文：銘文「其系出於平城天皇參議公音人以降世以文学為帝師
……至贈三位洞春公諱元就」

※「大江朝臣」を最初に称した大江音人は従三位（『寛政諸家譜集成』4輯）

※初代藩主元就も三位

※初代と偶数代は同じ萩市内大照院に葬り、神道碑はない。

[大名墓前碑2：特定の大名個人に関するもの]

●日5)岡山県和気郡和意谷所在池田家墓地池田輝政墓表 [本文図版4/史料：斎藤
一興『池田家履歴略記』（日本文教出版，1963.7. 斎藤一興は岡山藩士にして文
政6年没）/資料：谷口澄夫『池田光政』（吉川弘文館人物叢書，1961.12）：*岡山
県史編纂委員会編『岡山県史』（岡山県発行，1984.3.31）69頁〕亀長277cm 碑
身272cm：碑陽「参義正三位源輝政卿」頸部直立式亀趺：板状碑身：天禄辟邪
首?：亀趺前面は碑正面に向かって右側

※墓は上円下方墳

※墓に向かって墓の右側に別に方趺蓋石の碣を建て「表」とし事績を記す

※二代以降、墳丘は同じだが、墓表は方趺円首（首の表現無し）、碣の表は、
墓に向かって墓の左側に建てる

[大名墓石]

●日6)東京都墨田区向島弘福寺所在鳥取若桜藩池田定常墓石 [本文図版4/資料：*
河原芳嗣『江戸・大名の墓を歩く』（六興出版，1991.8.25）257・258頁〕頸部
直立式亀趺：碣状碑身→文人顕彰

●日7)栃木県宇都宮市英巖寺所在戸田忠恕墓石 [資料：*宇都宮市教育委員会教育

課『宇都宮の旧跡』（宇都宮市教育委員会発行，1989.3.25）7・8・11頁] 宇都宮藩主：1868 慶応4 薨：頸部直立式亀趺：碣状碑身：円首→武人顕彰

【その他個人の墓石】

- 日 8) 鹿児島県加治木町所在桐原正左衛門墓石 [*\$加治木町編『加治木郷土史』（加治木町発行，1966.3）329～330頁] 銘「直室了心居士桐原正左衛門墓，元禄二〈1689〉己巳天二月七日為師孝立」 頸部直立式亀趺：板状碑身
- 日 9) 鹿児島県加治木町所在黄（江夏）友賢墓石 [本文図版5/*\$加治木町編『加治木郷土史』（加治木町発行，1966.3）331頁] 銘「黄翁環溪先生江夏氏墓，慶長庚戌〈1610〉七月二十三日」：実建は元禄ごろか：頸部直立式亀趺：板状碑身
- 日 10) 鹿児島県加治木町所在伊集院源次郎忠真墓石 [本文図版5/*\$加治木町編『加治木郷土史』（加治木町発行，1966.3）332頁] 銘「心香安庵主伊集院源次郎殿墓，元禄八〈1659〉乙亥六月二十五日此石塔造立，新衛門敬白」：頸部直立式亀趺：板状碑身
- 日 11) 鳥取県鳥取市覚寺摩尼寺下所在小泉友賢墓石 [本文図版5/森納・安藤文雄『因伯杏林碑誌集釈』（森・安藤発行〈鳥取市〉，1983.2.10）172～178頁] 孝子小泉俊益建：銘「元禄四〈1691〉逝」：頸部直立式亀趺：板状碑身：円首：亀趺前面は碑正面の右側

【その他顕彰碑】

【古の偉人を顕彰するもの】

——文人——

- 日 12) 兵庫県明石市柿本人麿神社所在柿本人麿顕彰碑 [本文図版5/資料：\$ 関谷真可禰『人麿考』（東陽堂，1907.7）58～60頁・明石市教育委員会『ふるさとの道をたずねて』（1972.4.1）] 明石藩主松平信之建：林春斎1664 寛文4 撰文：頸部直立式亀趺：板状碑身：螭首：亀趺前面は碑正面の右側
- 日 13) 島根県益田市高津柿本神社所在柿本大明神神詞碑 [本文図版6/資料：\$ 関谷真可禰『人麿考』（東陽堂，1907.7）63～65葉・*伊藤菊之輔『石見の石造美術』（伊藤発行，1968.12.25）50・51頁] 碑銘「正一位柿本大明神」：亀長175cm 碑身228cm：菅原為璞篆額：藩主亀井矩貞（朝散大夫能登守源朝臣）1772 明和9 銘建：中国式亀趺：板状碑身：螭首
- 日 14) 山口県防府市天満宮所在大相国菅公廟碑 [本文図版6/資料：重田忠治『防府地方碑文集』（1934.8 調査）3～5頁] 1715 正徳5 銘建：頸部直立式亀趺・円

首

—僧侶—

- 日 15) 東京都台東区上野寛永寺所在了翁禪師碑 [本文図版 6] 頸部直立式亀趺：碣状碑身
- 日 16) 長崎県長崎市今籠町大音寺所在伝普上人碑 [本文図版 6/資料：\$ 長崎市小学校職員会『明治維新以後の長崎』（重誠舎，1925. 11. 10）21 章 609 頁・長崎市役所『長崎市史』（前田勝雄，清文堂出版，1938. 4. 8。1967. 8. 31 再刊）地誌編 121～122・138～142 頁・*『長崎手帖』（長崎手帖社，1959. 4. 15）18 号 13 頁] 亀長 281 cm 碑身 252 cm <九大中村質氏提供>：頸部直立式亀趺：享保己亥 1719 物茂卿（荻生徂徠）撰文・清国光禄大夫兵部尚書彭啓豊書・1780 安永 9 建（『長崎市史』）：頸部直立式亀趺：碣状碑身
- 日 17) 滋賀県大津市比叡山延暦寺瑠璃堂背後所在全宗上人碑 [資料：\$ 天台宗典刊行会『天台宗全書』24 卷（1974. 5. 10 再刊）東塔五谷堂舎並各坊世譜] 1679 延宝 7 黄檗木菴撰文：1798 寛政 10 書：天和 1 造立：大僧都真超建：頸部直立式亀趺：板状碑身：螭首：亀趺前面と碑正面一致
- 日 18) 滋賀県大津市比叡山延暦寺亀井堂跡所在詮舜阿闍梨碑 [資料：天台宗典刊行会『天台宗全書』24 卷（1974. 5. 10 再刊）西塔堂舎並各坊世譜] 銅張り：藤原常雅 1737 元文 2 撰文：1798 寛政 10 藤原隆英書：大僧都真超建：頸部直立式亀趺：板状碑身：螭首

—先祖—

- 日 19) 愛知県額田郡幸田町本光寺所在島原藩深溝松平家祖宗紀功碑 [本文図版 7/史料：\$ 『深溝松平家譜』（『島原半島史』<下記> 引用）・『深溝世紀』（『島原半島史』引用)/資料：\$ 林銑吉編『島原半島史（下）』（高来郡市教育委員会，1954. 9）109～113 頁] 向陽林子（春齋）1660 万治 3 撰文：松平忠房 1672 寛文 12 実建：頸部直立式亀趺：碣状碑身
- 日 20) 鹿児島県薩摩郡宮之城町大徳山宗功寺跡所在島津久通祖先世功碑 [本文図版 7/資料：宮之城町史編集委員会『宮之城町史』（宮之城町発行，1974. 9. 15）878～882 頁] 島津久胤建：林叟（春齋）1678 延宝戊午撰文：頸部直立式亀趺：碣状碑身：螭首
- 日 21) 愛知県碧海郡安城市所在本多君忠豊死節碑 [本文図版 7/資料：\$ 『安城町誌』（愛知県碧海郡安城市役場，1919. 11. 30）356～357 頁] 本多実為（從五位下）建：林衡 1794 寛政 6 撰文：頸部直立式亀趺：碣状碑身
- 日 22) 同市所在本多忠高死事碑 [本文図版 7/資料：\$ 『安城町誌』（愛知県碧海

郡安城町役場, 1919. 11. 30) 357~358頁] 本田多頭(從五位下)建: 林衡
1797 寛政9撰文: 頸部直立式龜趺: 碣狀碑身

●長崎県諫早市諫早公園所在誦誦大乘妙典万部の塔兩碑→寺院碑(日37)

●島根県松江市外中原町月照寺所在松江松平六代宗衍公廟壽藏碑→壽藏碑(日42)

——南朝功臣——

●日23)兵庫県神戸市所在楠正成「嗚呼忠臣楠子之墓」墓表 [本文図版8/史料: 石川慎斎『水戸紀年』(『茨城県史料・近世政治編I』)所収, 1970年12月)/資料: \$ 石原道博『朱舜水』(吉川弘文館人物叢書, 日本歴史学会編, 1961. 12. 25. 新装版1989. 12. 1) 238・239頁・\$ 湊川神社発行『大楠公』(1968. 4. 1. 非売) 68~74頁] 1692元禄5建(『水戸紀年』): 碑陰銘「贈正三位」: 中国式龜趺(李朝文廟碑に酷似): 板狀碑身: 円首

●日24)熊本県菊池市正観寺所在菊池武光(正観公)神道碑 [本文図版8/資料: \$ (銘文一部)『菊池市史』(菊池市発行, 1982. 3. 8) 上巻588~589頁] 1779安永8己亥藪愨士厚撰文: 頸部直立式龜趺: 碣狀碑身: 円首

●日25)熊本県菊池市所在菊池武重碑 [本文図版8/資料『菊池市史』(菊池市発行, 1982. 3. 8)] 1816文化13建: 頸部直立式龜趺: 碣狀碑身: 円首

●日26)三重県津市結城神社所在結城神君碑 [本文図版8/資料: 大西源一『結城宗広卿勤王事蹟』(別格官幣社結城神社社務所, 1933. 3. 31)] 碑記藤堂光寛之子1829文政12建: 津阪孝綽撰文: 中国式龜趺: 碣狀碑身: 碑銘「親光忠勇義烈」・「勤王之志」・「結城明神……楠明神……名和明神」

●日27)滋賀県大津市比叡山延暦寺大黒堂脇所在大塔宮碑 銅張り: 頸部直立式龜趺: 板狀碑身: 螭首

[神格を顕彰するもの]

——文廟(孔子廟)關係——

●日28)佐賀県多久市西溪公園所在大宝聖堂之碑 [本文図版9/資料: *多久市史編纂委員会編『多久の歴史』(1964. 5. 1, 非売) 466頁, *木下喜作「多久の地と武富一郎右衛門」(『西日本文化』195・196所収, 1983)] 武富一郎衛門咸亮1713正徳3撰文: 碑身自然石を利用し首表現無し: 龜趺前面と碑正面一致

●日29)山口県萩市明倫館跡所在明倫館記碑 [本文図版9/資料: \$ 中野四郎『明倫館の教育』(萩市明倫小学校, 1950. 12. 25, 謄写版, 非売) 19~34頁・\$ 『毛利十一代史』(名著出版〈東京〉, 1972. 3. 25復刊) 6冊324~327頁] 毛利宗広建: 山県孝孺周南1741元文6撰文: 螭首

日本近世の亀趺碑

- 日 30)同重建明倫館記碑 [資料：\$ 中野四郎『明倫館の教育』(萩市明倫小学校, 1950. 12. 25, 謄写版, 非売) 65~81頁] 毛利敬親建：山県禎文 1849 嘉永 2 撰文：螭首

——神社碑——

- 日 31)山口県防府市右田玉祖神社所在亀趺碑 [資料：防府市教育委員会提供情報] 願主林万助勝重 1859 安政 6 銘建：総高 209 cm：頸部直立式亀趺：碣状碑身
- 日 32)山口県防府市大道巖島神社所在亀趺碑 (資料とも未収)
- 日 33)山口県防府市大道繁枝神社所在亀趺碑：頸部直立式亀趺：碣状碑身
- 日 34)山口県熊毛郡八代村二所神社所在亀趺碑 [資料：八代村誌編集委員会編『八代村誌』(1960. 9. 25, 非売) 179~182頁] 建碑年代不明：防府市天満宮所在大相国管公廟碑に似る。嘉永頃か：頸部直立式亀趺：碣状碑身

——寺院建立——

- 日 35)福井県阪井郡松平家墳墓菩提寺大安寺所在通称亀墓 [本文図版 9/資料：\$ 石橋重吉『若越墓碑めぐり』(歴史図書社, 1976. 9. 30)] 福井藩四代松平光通建：1658 明暦 4 大安寺大愚宗筑撰文：実質上神道碑：碣状碑身：屋蓋形蓋石：螭首：中国式亀趺
- 日 36)東京都文京区湯島麟祥院所在亀趺碑 [本文図版 9] 頸部直立式亀趺・碣：碑銘「江城北湯嶋之地有山譚天濤有寺名麟祥実春日夫人之所立而台徳大君所命……」 亀長 126 cm 碑高 126 cm：1758 宝暦 8「当山第八世伝法沙門頑海慈湛勤跋，中大夫拾遺補闕相州刺史紀正亮，中大夫丹州刺史越智正甫施功勒旨」：頸部直立式亀趺：碣状碑身

——寺院碑——

- 日 37)長崎県諫早市諫早公園所在読誦大乘妙典壹万部之塔両碑 [本文図版 10/資料：\$ 諫早市史編纂室『諫早市史』(諫早市役所, 1958. 7. 25) 437~439頁・\$ 諫早市史談会編『諫早家系事蹟』(諫早市史談会, 1987. 11. 30. 『諫早市史』所載の誤字を訂正) 390~393頁] 初代諫早(藤原)家晴の武徳を顕彰：七代諫早豊前藤原茂晴 1715 正徳 5 誌：頸部直立式亀趺：碣状碑身：屋蓋形蓋石
- 日 38)山口県防府市大道国分寺所在亀趺碑 [資料：重田忠治『防府地方碑文集』(1934. 8 調査)] 頸部直立式亀趺：碣状碑身
- 日 39)大分県国東市文殊仙寺所在亀趺碑 [本文図版 10] 頸部直立式亀趺：碣状碑身
- 日 40)鹿児島県鹿児島市福昌寺島跡津家墓地所在亀趺碑 [本文図版 10] 頸部直

立式亀趺：碣状碑身

—その他—

- 日 41) 山口県防府市国衙所在国庁之碑 [資料：重田忠治『防府地方碑文集』(1934. 8 調査) 42・43 頁] 上司主税平重寛：武嶋完次平重勝 1860 安政 7 銘建：頸部直立式亀趺：碣状碑身

[寿蔵碑]

- 日 42) 島根県松江市外中原町月照寺所在松江松平六代宗衍公廟寿蔵碑 [本文図版 10/資料：*土江正司編『月照寺』(月照寺興隆会，報光社，1987. 1. 1)] 亀長 475 cm 碣身 345 cm 中国式亀趺：碣状碑身：螭首

[亀趺塔]

- 日 43) 茨城県猿島郡猿島町万蔵院所在宝塔 [本文図版 10] 延宝 9 銘建：頸部直立式亀趺

[不明塔趺石]

- 日 44) 新潟県東頸塚郡浦川原村大字虫川字鳥越墓地所在通称亀石 [資料：『浦川原村史』(1984. 8)]

《撰文と実建との年月(日)のずれ》

さて、以下に我国の亀趺に関わる問題を検討するが、資料を扱う上で銘記しておかなければならない点がある。それは、亀趺碑建立の時期判定に関わるものである。一般に時期判定に碑銘を参照することは言うまでもないが、碑銘に記された年月日は、いくつかの事例を参照すると、実建の際のそれではない。実建はそれより遅れるのが普通である。通常はほどなく建立されたと想定し得るが、12年ほどの間隙がある場合もある。卒年のみを記す場合に改葬に関わり、実建が卒後半世紀以上になることもある。

すなわち碑銘とは別に亀趺碑建立の記録があり、それによって実建の年月日を特定し得る場合がある。例えば、深溝松平家祖宗紀功碑(日本亀趺一覽<日 19>)、以下同様)は、万治3年(1660)8月1日に撰文されているが、『深溝世

紀』によれば実建は寛文12年(1672)7月18日である。また、岡山池田輝政墓表(〈日5〉)では、碑陰に「慶長十八年(1613)癸丑正月二十五日卒」と薨卒年が記されているが、『池田家履歴略記』によると、実際は同墓改葬により寛文7年(1667)正月6日に津田重次郎が和意谷敦土山御墓地壠内御墓誌御墓表諸事奉行を命ぜられた後、同8年9月に土木成就するにいたるまでに造立されたはずである。

以上は、碑銘に刻された年月(日)と実建年月(日)とのずれが比較的大きい事例であるが、撰文後さほどの間をおかず建てられた事例として、鳥取池田光政墓石(〈日3〉)があげられる。この場合碑陰には「元禄乙亥八年(1395)仲呂月(旧暦4月)望日」の撰文であることが記されているが、『因府年表』によると、元禄7年5月26日に用瀬より「石碑」(碑石のことだろう)をはこび、舟場より奥谷の墓地に引き、元禄8年9月朔日に石碑が成っている。この場合、撰文は石の運びだしの後に為されている。運び出しから実建までは1年3ヶ月あまりかかっている。

上に挙げた事例は、亀趺に限らず、近世墓葬において石碑を建てるのが定礼として始まる時期のもの(上二例)および定着期のもの(池田光政墓石)であり、そこには、下記に検討するように、幕藩体制確立過程における宗教政策等との密接な関わりを想定し得、ずれの生ずる理由が想定可能な場合もある。また、某年某月薨(卒)とのみある場合は、追尊による後代建碑を想定しなければならない場合もある。定礼として確立された後は、薨卒後ほどなく実建され、それは撰文の年月日とさほど時期的にずれることはないと、とりあえず判断し、追尊等の目的から寺社等に建られる場合についても、建碑を目的とする撰文の年月(日)が記されている場合は、これを重視して時期的ずれはさほどではないと判断したが、個々の場合について充分注意したい。

この種の時期的ずれは、中国や朝鮮半島においても想定すべきであろう。しかし、これらについては、ほとんどの場合について、古文書等文献史料に具体

的に当たるすべをもたないので、現段階では、おおよその時期を知る基準として使用しておきたい。すでに検討した両地域の諸亀趺は、こうした観点から処理している。

《亀趺碑の形式》

上提した一覧にも簡単に示したが、我国の亀趺形式については、次の四つの特徴を見いだすことができる。

第一は、その多くが形式上頸部直立式に分類できるという点である。この形式は、管見する資料の範囲内では、石碑に関する限り中国には見いだすことができず、朝鮮半島でも、新羅後期から高麗時代にかけてという限られた時期に使用されたものである。ただし、我国平安時代以来の調度品や絵画史料には、同形式亀趺ないし同形式に近い中国式亀趺の例が古くから存在する。そこでは宝塔もしくは水天の台座として表現される。これらは中国渡来の知識によって作られた可能性が濃いので、中国密教絵画等の影響が直接には我国に、また朝鮮半島では石碑の趺石として影響を与えた点を議論しなければならない。しかし、限られた範囲内の検討とはいえ、中国では石碑の趺石として同形式亀趺が見いだせないという現況からすると、中国においても、問題の亀趺形式が存在したにせよ調度品・絵画等の一部に限られた可能性が濃くなるので、我国近世における亀趺碑出現については、朝鮮半島の亀趺碑や我国の調度品・絵画を重視して検討しなければなるまい。

亀甲や頭部表現など細かな造形上の差異はしばらくおくとして、頸部直立式亀趺の頸部に関する上記の特徴が、中国人をして一見して異様の感を抱かせたことは、『新增東国輿地勝覧』⁽²⁵⁾京都上に引かれた明人董越の朝鮮賦に、「東有箕祠……碑碣馱以昂首之亀趺」とあることからわかる。このことに加え、高麗朝とは一変して儒教をはじめとする明の制度に典範を仰いだ李朝において、この頸部直立式亀趺がほとんど造られていないことは、少なくとも明朝以降の

中国においては、この形式が知られていなかったことを示す。

なお、ここに「頸部直立」という言葉を使用したのが、より詳しく述べれば、さらにその頭部は、頸部との接合の仕方からして四足獣形式であり、頸と直角に前方を向いて（横を向く場合もある）いる。すなわち、実際に棲息する亀では通常有り得ない接合形式の頸部・頭部を表現しているというのが特徴である。実存の亀が上に向かって頸を伸ばしたような弓なりの表現ではない。この弓なりの表現ということならば、中国に類例がある。すなわち、湖北省武当山の道教寺院に造られた玄武趺などがその例である。また、ななめ上方に頸を伸ばした亀趺の例は少なくない。この類例には、獣首を表現するものもある。我国平安以来の調度品・絵画の亀趺表現の一部について、頸部直立式に近いと述べた例は、その延長上にある。しかし、これら獣首は、頸部との接合形式は一般の亀蛇形の域を出ない。

碑石形式に関する第二の特徴は、碑上に螭首をもつものが少ないという点である。すでに中国や朝鮮半島について検討したように、この螭首は隋唐令以来亀趺と併称され規定されてきた。螭首と亀趺とが分裂して表現されること自体は、明令の規定に見ることができ、また具体例も散見する。李朝神道碑については、具体例を豊富に示し得、亀趺碑のあるものは蓋首をもち、ある場合には碑身のみである。

無論、そもそも螭首にしる亀趺にしる、中国の令の規定では、高位身分の者に「許される」ものであって、必ずしも表現する必要はない。従って、その許可された内容の一部を表現することは、いわば当然のことである。しかるに、我国においては、亀趺のみの表現が多数認められるのに対して、管見の範囲内ではあるが、螭首のみを表現した例はまれである（水戸家瑞竜山墓地内の支藩守山藩の墓表など、水戸藩主墓表の一部を表現した場合はある。ちなみに、水戸藩の場合は、螭首ではなく、藩主は天禄・辟邪首〈初代頼房のみ獅子首〉、正妻は獅子首らしい）。朝鮮半島において螭首方趺など「螭首」に焦点を当て

て表現した石碑が多数存在するのと著しい相違を示す。この点についても、我国独自の亀趺碑のあり方を議論することが可能である。

第三の特徴として挙げられるのは、亀趺と碑身の向きである。中国や朝鮮半島の場合は、管見の限り例外なく碑正面が亀趺の正面（亀趺の頭部がある）である。しかるに、我国には、亀趺頭部が碑側面にある場合がある。水戸徳川家の場合（〈日1〉）は、すべて墓表は南面して亀趺頭部は西面する。岡山池田輝政墓表（〈日5〉）も同様である。保科正之以来の会津松平家（〈日2〉）の場合は、碑はすべて神道を向くが亀趺頭部は墓の方角を向く。兵庫県明石市の柿本人麿神社碑（〈日12〉）の場合は、碑身は南面して亀趺頭部は東面する。これらも、我国独自のあり方として議論しなければならない。

第四の特徴として挙げられるのは、一般の碑とは異なる亀趺塔に銘文を刻する例が存在するということである。茨城県猿島郡万蔵院所在の亀趺塔（〈日43〉）は、宝塔を亀趺に載せ、塔の一部に大日如来と陀羅尼経を刻している。銘文を刻した類例は見あたらないが、刻銘なしの石造品としての類例を探ると、朝鮮半島高僧の舍利塔であるいわゆる浮塔の一部に亀趺をあしらった例がある（廃高達院逸名浮塔、九世紀後期）が形が少し異なる。我国にも類例があるが、石造品ではなく、金銅製の調度品や絵画である（頸部直立式に関して上述）。平安末とされる唐招提寺金亀舍利塔をはじめ数例ある。絵画には、亀趺塔の他、十二天のうち水天が亀趺に載る図もある。いずれも9世紀以後の密教寺院（真言宗）の蔵品であり、頸部直立式・中国式いずれもが表現されている。ただし、室町以前の場合の中国式は頸が斜め上に伸びた表現である（以上図版11）。亀趺碑が出現する以前に、調度品・絵画としては亀趺が存在したわけで、我国における亀趺碑の出現問題を検討する上で欠くことのできない史料である。

《建造名目と位階》

すでに検討したように、中国における亀趺碑のあり方は、その発生以来神道

日本近世の亀趺碑

碑（墓前碑）を基本とするが、神格の顕彰碑としても古くから造られるようになった。神格は高山など山岳神を顕彰する場合の他、儒教・仏教・道教、それに景教のものもあって、宗派を問わない。しかるに、朝鮮半島では、事情がおおいに異なる。すなわち、統一新羅後期から高麗にかけて造られた亀趺が、陵碑と不明の一例とを除くと、すべて仏教寺院関係のものだという点である。しかも、その多くが高僧の塔碑（神道碑の系譜を引くことは上述）である。また、例外なく頸部直立式のものばかりである。ところが、李朝になると官僚の神道碑が圧倒的多数をしめて仏教寺院にはほとんど建てられなくなり、一般の顕彰の対象も、中国と同じく多様になった。頸部直立式の亀趺がほとんど姿を消すのもこの時期の特徴である。

一覧に示したように、我国において江戸時代に亀趺碑が出現した時、その当初から墓前碑と神格や先人の顕彰碑とが現れた。

亀趺碑との関連を認め得る位階は、江戸幕府によって始められた武家官位であり、幕府の意向により我国朝廷から下賜されたものである。これをもって大名家を公家とは別体系において他とは隔絶した身分的地位に置くとともに、大名家内部に位階の差を設け、朝廷の權威を借りて徳川氏を頂点とする体制を明示した。我国に亀趺碑が出現した時点で、三位以上に位置づけられたのは、徳川將軍家と御三家のみである。他の大名は、江戸時代初期に前代以来の余勢をかって、前田氏など三位以上の律令官位を得る者もいたが、彼らも武家官位の確立につれて位階を下げ、おおむね四位と五位に位置づけられていた。

上述したように、元以降の中国の規定では、神道碑としては三品以上、一般の顕彰碑としては五品以上が亀趺を許される一応の目安だったようであり、神格はこれとは別格として顕彰の対象となったようである。朝鮮半島では、李朝の官僚の神道碑としての亀趺碑が二品以上（李朝官位）に限って許されていたようである。新羅後期から高麗にかけて流行した高僧の塔碑も、高僧の位階（高麗朝の僧位）を考慮したと考えられる。こうした事情が我国の亀趺のあり

方にも反映したらしい。下記に検討するように、武家官位をもって、亀趺の身分規定性を論ずることが可能である。

[大名墓前碑]

我国の墓前碑は、中国や朝鮮半島の神道碑の系統をひくものと考えられるが、建て方が少々異なる。まず大名の墓について述べると、神道にあたる参道がないわけではないのに、この神道沿いに碑を建てた例はむしろ少ない。

その少ない事例を管見しよう。会津藩の保科正之の神道碑（〈日2〉）は、墓前に長く伸びた神道の入口近くに、碑の正面を神道に向けて建てられた。我国の墓前碑の中で、建て方自体としては中国や朝鮮半島の神道碑のあり方に最も忠実である。しかし、これを除くと、同じく神道碑と称し得る場合でも、下記に検討する墓前碑の体裁に近いものがある。例えば、会津藩の保科正之を継いだ歴代松平藩主の神道碑は、同じ神道とはいえ墳墓近くに建てられている。山口毛利藩の場合（〈日4〉）も、三代～十一代の奇数代に神道碑が建てられているが、その位置は墓石の間近である。以上を除くと、管見のおよぶところ、名目上大名墓に神道碑は存在しない。

ただし、名目上は神道碑とはされていないものの、実質上は神道碑と見なし得る場合がある。例えば、福井松平家（〈日35〉）の場合、歴代墓葬を営む区域が、山の中腹にあり、そこから麓に向かって神道がのび、その麓に亀趺が建てられている。この亀趺は、名目上は、その麓に建てられた大安寺建立を顕彰して建てられた寺院碑である。しかるに、碑銘の内容は、建立者である松平光通の生まれの貴さから説きおこし、その徳をたたえているので、光通の顕彰が主要内容だといえる。同様の事例としては、春日局が建立したことを称える麟祥院碑（境内に春日局やその元夫稲葉正成の墓がある。〈日36〉）がある。また、松江松平家の六代宗衍公の墓前碑（〈日42〉）は、名目上は寿蔵碑すなわち長寿を顕彰して建てられたものである。しかるに、その銘文内容は、宗衍公を顕

彰するのみでなく、その先祖以来の血脈から説きおこしている。しかも、その建てられた位置は墓前とはいえ、神道に碑正面を向けている（墓に向かって左側）。

同じ大名墓前に建てられたものでありながら、以下の事例は神道碑の体裁をとらない。水戸徳川家歴代藩主夫妻の墓前碑（〈日1〉）はいわゆる墓表であり、故人顕彰の文言を刻することなく、故人の位階と姓名および薨年月のみを刻して墳墓の正面に建てられている（二代以降は若干の文言を碑陰に刻するようになる）。岡山池田家の藩祖輝政墓表（〈日5〉）も同様である⁽²⁶⁾。鳥取池田家の場合は、墓石そのものになっている。代ごとに多少の体裁の相違はあるが、碑陽に仏教上の戒名を刻し、碑陰に生前の姓名や位階、薨年月等を刻する。碑身の形は通常知られる位牌をかたどったと見られる。

下記に問題にする先祖顕彰碑は、墓碑としての側面をも有している。愛知県本光寺深溝松平家先祖顕彰碑は、菩提寺境内の墓地近くに建てられている。鹿児島県宗功寺島津久通先祖顕彰碑も同様である。いずれも先祖以来の血統を顕現し、前者が徳川將軍家、後者が鹿児島藩主島津氏に対する代々の忠誠を顕彰する内容となっている。

同じく先祖顕彰碑である本田忠豊・忠高両者の顕彰碑は、戦死した場所に建てられていて、いわゆる墓地も別にあるとはいえ、一種の墓碑の体裁をも備えている。しかし、これらの場合も神道碑とは銘うたなかった。

以上の我国大名墓前碑の特異な配置について付言すれば、中国の一般の墓前碑については、管見の限りこの種の配置を認めることはできない。ただ、同じ神道沿いとはいえ、明の陵墓において、神道の直進をささぎる形で神道碑を置く例があるのを指摘し得るだけである。しかしこの場合も、神道は碑の両わきを迂回して続くことになる。朝鮮半島の場合も、唐碑の影響を受けたと見られる新羅陵墓や、明の影響を受けたと見られる李朝の墓葬については、中国と同じく神道碑として神道に沿って配置するという意識が強固であるが、すでに問

題にした朝鮮半島独自の形式である頸部直立式亀趺の碑の場合は、神道碑の系譜を引くものだが、高僧の塔のわきに置かれるのが主流であった。この種の高僧碑は神道を必ずしも意識していないという点で、我国の大名墓前碑に通ずる性格をもつ。亀趺形式は異なるが、中国の塔碑も同じ配置である。

[大名墓前碑と武家官位]

亀趺を墓前に建てた大名の武家官位を検討してみると、三位という位階がクローズアップされてくる。水戸徳川家（〈日1〉）は歴代三位（正三位・従三位）を下賜されている。岡山池田家（〈日5〉）では、初代輝政墓前にのみ亀趺碑を建てているが、彼のみが正三位を下賜され、二代以降は四位である。すなわち三位の輝政のみに建てたことになる。他家の場合は四位や五位であるが、やはり「三位」という武家官位に対する強烈な意識を読み取ることが可能である。

会津藩の場合（〈日2〉）、初代保科正之は四位下であるが、官は中将にまで昇り、この官は通常従三位の下賜を伴うものである。彼は官のみいただいて従三位のほうは辞退している（土津霊神碑銘）。二代以降は、追贈を除くとおおむね四位に位置づけられた。しかるに、当家で亀趺を使用した最初である保科正之の墓表（神道碑とは別に墓前に建てられている）には、「会津中将源君之墓」と記され、本来三位をともなうはずの「中将」が前面に出されている。二代正経は仏式によって墓をいとなみ、墓前碑は方趺である。三代以降亀趺の神道碑が復活するが、多くは「中将」が墓表に記され、これに昇ることのできなかった場合も、「少将」・「侍従」といった官名が刻されている。

鳥取池田家（〈日3〉）の場合は、初代碑銘に正三位岡山池田輝政の血筋であることを明示し、かつ神道碑にすることをはばかったか、亀趺碑としては他に類例のなかった墓石そのものになっている。なおかつ、これも二代綱清は亀趺さえもはばかったらしく、会津松平家第二代と同様亀趺を使用することがなかつ

た。

山口毛利家の場合（〈日 4〉）は、その建て方からすると神道碑の体裁を一応整えている。しかし、碑銘に「大江」と称し、先祖が大江言人という古に三位を下賜された人物の子孫であることを示している。

鳥取池田・山口毛利両家とも、先祖に三位を下賜されたことをもって亀趺碑を建てたと解釈することが可能である。しかも鳥取池田家の場合は、いわゆる神道碑をはばかって墓石とし、山口毛利家の場合は、三代以降の奇数代に限っている。

他の大名は、名目の上で神道碑を建てることをはばかったらしい。福井松平家の亀趺等、上に検討したいくつかの事例は、三位を標榜できなかったゆえに、神道碑の名をすてた可能性が濃いと考えられる。すなわち、実際の建て方からは神道碑であるにもかかわらず、名目上は寺院碑であったり寿蔵碑であったり、先祖顕彰碑であったりする点である。

雄藩にして戦国時代以来三位以上の律令官位を戴いた加賀前田・南部伊達両家は建てていない。鹿児島島津家は、福昌寺墓地内に祈願碑を建て（〈日 40〉）、分家筋の宮之城島津家が先祖顕彰碑（〈日 20〉）を建てている。中国・朝鮮半島同様、「許す」という規定に対する対応の相違を示すものと考えられる。

[その他墓石]

大名ではないが、墓石台石を亀趺としたものがある（〈日 8〉～〈日 11〉）。管見の限り、鹿児島県・鳥取県においてこれを見いだすことができた。

これらの墓主は、上述したような武家官位に関係がない。この種の墓石については、調査が必ずしも及ばないという懸念を抱いているが、現時点で判明したものが、すべて元禄時代を中心とする建造年代を想定し得る点は、注目しておいてよい。また、鳥取の小泉友賢墓石が山奥にひっそりと営まれた点、他例

がすべて鹿児島藩という琉球を含む最南の地に位置するものである点にも注目しておきたい。

[その他顕彰碑]

一覧にすでに示したように、大きくは「古の偉人を顕彰するもの」と「神格を顕彰するもの」とに分けることができる。これ自体は中国や朝鮮半島におけるあり方を踏み出すものではない。しかしながら、それらをさらに細かく分類してみると、我国独自のあり方を議論することが可能である。

前者は、人格であるから、中国の令の規定に沿えば五位以上、朝鮮半島のよう中国を頂点とする冊封体制を意識する場合は四位以上の位階を有する必要がある。文人として称えられた柿本人麿は、益田の碑（〈日 13〉）に「正一位柿本大明神」と刻されている。また、菅原道真是、「従四位」と碑銘にある（〈日 14〉）。大名墓石でもある鳥取若桜藩池田定常墓石は、碑銘に個人の文才を称える。形式上は、文人顕彰の形をとるものである。池田定常は従五位を下賜されている。

他に僧侶・先祖・南朝功臣を顕彰した碑がある（〈日 15〉～〈日 27〉）。これらの場合、建碑の時点で必ずしも被顕彰者の位階がはっきりしないが、碑銘中に位階の確認できる例としては、深溝松平家の場合、顕彰された忠利が従五位を拝している。同じく本多忠豊・忠高の場合は、いずれも従五位である。「嗚呼忠臣楠子之墓」の楠正成は、碑銘に「贈正三位」とある。

こうした事例からは、我国におけるこの種の顕彰碑が位階を意識した可能性が指摘できる。また、僧侶を顕彰するのは、高麗塔碑の影響のように見える。先祖として顕彰されたもののうち、鹿児島宮之城の島津久通祖先世功碑（〈日 20〉）を例外として取り去ると、他はすべて位階がはっきりしている。実質上先祖顕彰の碑としての意味をも有する長崎県諫早市読誦大乘妙典壺万部之塔両碑（〈日 37〉）、松江松平家六代宗衍寿藏碑（〈日 42〉）の場合に、顕彰される対

象が位階を議論できないとはいえ、それぞれ大名家の建てたものであることを考えると、島津久通祖先世功碑の場合も、同様に大名家のものであり、決して位階を無視しているとはいえない。

南朝功臣の場合も、もっとも古く顕彰された楠正成が贈正三位であり、他の二例は、この正成の墓碑（「嗚呼忠臣楠子之墓」碑、〈日 23〉）の影響下に建てられたことが、碑銘に明示されている。位階を全く無視してはいないことを示すがごとくである。

僧侶碑としては二つの例が認められた。長崎市大音寺の伝誉上人碑（〈日 15〉）と東京寛永寺の了翁禅師碑（〈日 16〉）である。いずれも位階を議論できるわけではない。しかし、両者が当時著名な高僧であったことを考える時、朝鮮半島において新羅後期から高麗にかけて造られた頸部直立式亀趺がおおむね高僧の塔碑であった点を想起する。高麗朝では僧階の制度が確立し、上位五位階のいずれかに属する高僧について建碑している。我国の二例はこれとは事情を異にし、位階様の秩序という点では漠然としたものである。また、我国の二例が塔碑ではなく独立して建てられた顕彰碑であるという点も、朝鮮半島の場合とは異なるが、これは、塔碑というあり方が江戸時代の僧侶に可能だったかどうかという問題とも大いに関わる。もし仮に塔碑を許せば、仏塔などを墓石とし墓前に亀趺碑などを建てる大名墓葬のあり方と酷似することになるからである。塔碑というあり方が知られていたとしても、それははばかられたのではないか。

人格でなく神格になると、位階の秩序は問題にはされない。万人が認める高位の神格ということであろうとの想定で、この種の神格をまとめてみると、儒教の祖孔子を顕彰する場合、神社を顕彰する場合、仏教寺院を顕彰する場合が指摘できる。名目上これらを顕彰しながら、実質上は寺院建立者たる個人を顕彰している場合が少なくない点は、すでに述べた通りである。神格を前面に出すことは、位階という関門をくぐりぬける上で有効な方策であったと考えられ

る。

[亀趺碑と位階]

以上の検討から、我国の亀趺碑においても、位階は強く意識されていたといつてよいのではなからうか。その際の位階とは、幕府の意向により我国朝廷から下賜された武家官位で、位階規定は中国元明時代のそれを重視し、数値をそのまま利用した、すなわち墓前碑としては三位以上、他の顕彰碑としては五位以上に許すという点にこだわったように思われる。その点は、朝鮮李朝において官僚神道碑が二位以上に限って亀趺を使用し得た、すなわち中国との冊封関係を重視したのと対照的である。

もっとも、管見し得た範囲に問題がないわけではないが、位階をもたない個人の墓石として建てられた例がいくつか存在し、それらがいずれも元禄期前後に位置するという点も注目された。

《我国における亀趺碑の出現——その緒論——》

以上、亀趺碑の形式や建造名目および位階との関係を検討してみた結果、我国の亀趺碑にも、一定の秩序が認められ、それは大枠として中国における亀趺碑の規定を重視したものであることが明かとなった。したがって、我国における亀趺碑の出現を論ずるに当たっては、ある程度体系的な知識として伝わった可能性を模索するのが筋であろう。

こうした関心から、我国へのこの種の知識の伝播を考えると、やはり注目しなければならないのが朝鮮出兵（壬辰倭乱）と明朝の滅亡である。朝鮮出兵後に朝鮮半島からもたらされたはずの知識、明朝滅亡過程で我国に渡来した明人がもたらしたはずの知識に、亀趺に関するものがあるかどうか、あるとすればどの程度かが問題となる。

我国の亀趺碑出現を語るべき最古の史料は、茨城県古河市永井月丹居士碑と

愛知県瀬戸市常光寺尾張徳川初代敬公廟下の霊亀岩である。いずれも亀趺碑ではないが、前者の碑銘には「亀趺」のことが記され、後者はその建て方が亀趺碑のそれに類似する。前者の碑銘は林羅山が撰文し、後者には亡命明人陳元贊が関わっている。また、後者造営に先立ち、敬公自身が林羅山に葬法の相談をもちかけている（『定光寺誌』）。

永井月丹碑の撰文年月は寛永14年（1637、『羅山先生文集』巻41）で、この時点ですでに亀趺が議論されていたことを知る。現存する古河市の石碑は方趺である。

常光寺霊亀岩は尾張徳川家初代義直（敬公）の廟前にのびた神道（参道）のふもと、霊亀岩石橋を渡った傍らに置かれた。中国や朝鮮の例にならえば、まさに神道碑を置いてよい場所である⁽²⁷⁾。『年代記』によれば承応元年（1651）、慶安3年より造営の敬公廟祠堂・器蔵・築地、霊亀岩石橋が完成している（総奉行鈴木景之）⁽²⁸⁾。敬公廟の設計には、亡命明人陳元贊が関与していた⁽²⁹⁾。また敬公が死を予感して葬法を相談したのが林羅山であった⁽³⁰⁾。

林羅山・陳元贊両者の交渉は、元和6年（1620）陳元贊が明の使節の臨時訳官として入洛の折、林羅山が幕命により接見して以来で、交誼は深かったらしい⁽³¹⁾。このことに加え、陳元贊が亀趺類似の霊亀岩造営に関わったらしいことと、林羅山が生前亀趺に関する知識を得ていたことを考え合わせる時、陳元贊が羅山に伝えた知識の中に亀趺のことが含まれていた可能性を指摘し得る。ここに生起するのが、その亀趺に関する知識がどんなレベルのものであったかという問題である。

ただし、これを語る前に、陳元贊と同じ亡命明人である朱舜水と亀趺との関係を詮索しておく必要がある。朱舜水は1645年に長崎の地を踏んで以来、中国・ベトナムとの間を行き来し、寛文4年（1664）水戸の徳川光圀の求めに応じて江戸に赴き、水戸家に寄留することになった⁽³²⁾が、水戸家では初代頼房以来代々亀趺碑を墓前に建てているからである⁽³³⁾。

朱舜水については、『舜水朱氏談綺』⁽³⁴⁾に「碑式」と題された一節があり、「碑首及附有三，官尊者螭首鼉屬附，次者雲日首方附，下者方首方附，碑中書故某官某贈及勲階某号某府君之碑或神道碑，其妻無別立一碑之理，惟穉子欺人則有之。或者卒於他所不附葬，則有之，然近古以来無有不附葬之理。子不写或者其子別賜姓則之。碑陰書先考諱某某年歲次某甲子某月日時生於某所，歷任某君，某年某甲子某月日時卒於某所，享年若干娶某氏，生幾子長某某某女某適某。孝男某泣血稽顙記。」と述べる。ここには螭首鼉屬附，すなわち本論に問題とする螭首龜趺のことが記されている（鼉屬が竜の子であり，碑を背負う点は上述）。ただし，その身分的規定性については，上・中・下という漠然とした表現を用いているに過ぎない。上述のごとく，明令等の規定では，龜趺については，三品（神道碑），五品（他の顕彰碑）という具体的数値が記されているのであるから，これをぼかした表現ということになる。もっとも，この種のあいまいさは，明令自体にもあるわけであり，上述の官品をもってしても建碑が許されるだけであって，決して「建てよ」と命じているわけではない。実質的には，許可された品階上位の者の一部が建碑することになる。この実態の方を表現すると，上掲の『舜水朱氏談綺』の表現になる，という言い方も可能である。以上から判断すると，少なくとも朱舜水を通して，明からの直接的情報としての，そしてある程度具体性をもった情報としての龜趺の制が我国にもたらされている可能性は濃厚である。

ところが，水戸家の龜趺碑の体裁をつぶさに検討すると，朱舜水が水戸に寄留する以前から龜趺の制が議論されていたことが想定できる。

水戸家初代頼房夫妻の墓前にある龜趺碑（墓表。〈日1〉）には，碑陽に官姓名など，碑陰に建碑（実際は死亡の）の年月日が記されているだけなのに，第二代光圀になると，碑陰に『舜水朱氏談綺』に示された体裁にそった刻文が出現し，以後藩主墓表の体裁として継承される（夫人は初代と同じ）⁽³⁵⁾からである。初代夫妻の碑陰に刻された「寛文元年歲次辛丑七月二十九日」（頼房）・

「寛文元年歳次辛丑十一月十四日」(靖定夫人)から朱舜水が水戸家に寄留することになった寛文4年までの間に、この亀趺碑が建っていたかどうかが問題の焦点となる。薨去の後どのくらいの期間を経て亀趺碑が建てられたかである。

現状の墓葬平面構成(水戸徳川家瑞竜山墓地は、現在同家の管理下で公開されている。なお、関野貞『日本の建築と芸術』上巻60頁に概略図がある)から判断すれば、初代夫妻の墓前碑は後に付加されたものではなさそうである。小宅生順『慎終日録』には寛文元年の頼房葬儀・埋葬の詳細が記録されている⁽³⁶⁾ので、墓葬平面構成上、当初から墓表・墓穴の位置は予定されていたと考えるのが妥当であろう。

ここに注目されるのが、亀趺の形式である。すでに述べたように、我国の亀趺形式には「頸部直立式」のものが多く、水戸徳川家頼房墓表の場合もこれに属する。頸部が直立しながら頭部が天を向く表現なら、中国の道教寺院である武当山の玄武の表現として認められる(本文図版1)⁽³⁷⁾ことは上述した通りであるが、管見の及ぶ限り、中国においては、石碑亀趺の頭部の表現として頸部直立式に分類し得る例は皆無である。この事に、上述の墓前碑の銘文形式の変化を重ね合わせる時、朱舜水が江戸に来る以前に中国からの情報によらぬ亀趺の制が議論されていた可能性が深まるのである。

初代頼房墓表については、朱舜水が寛文5年にこれを拝している(『舜水先生文集』所収の「拝故正三位権中納言水戸源威公之墓祝文」)。またその石材は後代と相違する(瑞竜山管理の方によれば頼房墓表が小松石なのに、延宝五年改葬分は白みかげ、光圀墓表以後は付近のまだら石)。碑首の表現も、頼房墓表の場合に獅子様の首であるのに、光圀墓表以後は天禄辟邪首(天禄は一角、辟邪は二角)になる(ただし藩主。正妻は獅子首)。さらに、光圀の寿蔵碑(「梅里先生之墓」碑)は亀趺ではないが、その碑閣を墓正面に建てる形式が李朝のそれ<神道からそれる>とは異なり、明の皇帝陵の建て方に通ずる(この点はすでに関野貞『日本の建築と芸術』上巻60頁に指摘されている。ただし、

氏は寿蔵碑を亀趺碑と誤解)。以上、朱舜水が江戸に来った前後で墓表の形式が大きく変わり、神道碑たる寿蔵碑が建てられるに到ったことがわかる。

朱舜水以前における亀趺碑議論の可能性をさらに掘り下げてみると、林羅山およびその子林春斎（恕）の存在が浮かび上がってくる。頼房墓を造る以前に、光圀は生母泰姫（哀文夫人）を水戸の南郊に葬った（万治元年〈1658〉）。その時に林春斎の『泣血餘滴』を参照しているらしい⁽³⁸⁾。当該葬儀の次第を光圀自ら哀文夫人の実家近衛家に報じた『藤夫人病中葬礼事略』（『常山文集拾遺』——『水戸義公全集』上巻——）には、瑞竜山に改葬される以前にいわゆる馬鬣封に墳墓を築き、他日小石碑を墓前に建てようとしたことが記されている⁽³⁹⁾。この小石碑が実際に建てられたかどうかは判然としないが、墓前碑を議論していることだけは確かである。

上述したように、林羅山は亀趺についての知識を多少なりとも有していたようであり、春斎はその子である。したがって、ここに林羅山ないし林春斎と頸部直立式亀趺との関係が推論し得れば、我国における亀趺碑出現の経緯の一端が説明可能となろう。

《頸部直立式亀趺の伝来》

頸部直立式亀趺が、管見の限り碑趺としては中国には見られず、朝鮮半島においても新羅後期から高麗にかけて流行した形式である点はすでに論じたとおりである。この形式が我国碑趺において多く見られる事実からは、朝鮮半島からの伝播を想定するのが妥当かもしれない。ところが、ここに生起するのは、我国において亀趺碑が出現したと想定し得る十七世紀より古い高麗後期十四世紀に、朝鮮半島ではすでにこの形式がすたれてしまっているという現実と、いかに矛盾なく説明するかである。朝鮮半島から亀趺の知識が輸入されたのであれば、なにゆえに十七世紀当時流行の中国式の亀趺よりも、一昔前の頸部直立式亀趺が主流となって伝わったのであろうか。しかも、より詳細に述べれば、

日本近世の亀趺碑

管見するところ我国の亀趺はまず頸部直立式から始まり（〈日1〉水戸頼房夫妻墓前碑など）、ほどなくして一部に中国式亀趺が出てくる（〈日2〉会津保科正之神道碑など）ように見える（以上日本亀趺一覧に注記）が、これは何ゆえであろうか。

ここにまず想起するのは、林羅山が禅宗寺院に入山した過去を有する点である。というのも、亀趺碑の造立に仏教寺院が関わり、仏僧が撰文する例が少なからず指摘できるが、そのほとんどは寺院が禅宗、仏僧が禅僧だからである。彼は文禄4年（1595）、13歳で建仁寺に入り、慶長2年（1597）に同寺を去っている⁽⁴⁰⁾。建仁寺は鎌倉以来の京都最古の禅寺（臨済宗）で、五山の一に位する。時まさに文禄・慶長の役のはざまにあり、朝鮮の生の情報が豊富にもたらされたと感じる時期である。『東福寺誌』⁽⁴¹⁾によると、文禄の役（1592）がおこるや、豊臣秀吉は東福寺の惟杏永哲、南禅寺の玄圃靈三・景徹玄蘇、相国寺の西笑承兌を召し、肥前名護屋に到らしめ朝鮮修文職とした。同年、文英清韓が加藤清正に聘せられて朝鮮半島に渡るなどの事例がこの想定を裏付ける。この朝鮮出兵の後も、禅宗寺院には朝鮮からの情報が比較的入りやすかったと見られる。というのは、同じく『東福寺誌』によると、元和3年（1617）8月に朝鮮王使が大徳寺に館し、寛永12年（1635）11月に東福寺玉峯光璘が対馬以厩庵に住して輪住第一世となり日韓通行書契修文職となるなど、朝鮮との通交には禅僧の漢籍に関する学才が重んじられたからである。禅僧が橋渡しをするということになれば、当然朝鮮半島の禅宗寺院の情報も入って来ることになる。とすると、すでに朝鮮半島では儒教を重んじ仏教寺院の高僧塔碑として亀趺碑を建てる習慣は廃れたとはいえ、なお寺院境内に鎮座する亀趺碑のことが伝わった可能性は濃い。

このように、禅宗寺院という存在を介在させることにより、朝鮮半島において一昔前に流行した頸部直立式亀趺の碑が、我国にもたらされた経緯が一応は説明可能となる。我国における中国式亀趺碑（李朝式でもある）が、頸部直立

式に遅れるらしい点は、この想定を補強するかもしれない。中国式の亀趺碑として、最古の部類に属するのが、会津藩初代保科正之神道碑（〈日2〉土津靈神碑）で、地をほうように頸をのぼす亀趺表現は、朝鮮李朝の太祖健元陵碑や文廟碑にも見られる⁽⁴²⁾。保科正之神道碑を撰文した山崎闇斎は、朝鮮儒者の李退溪を尊崇したことで知られる。瑞竜山墓地に父頼房墓表として頸部直立式亀趺を表現した水戸徳川光圀も、朱舜水撰の顕彰文を碑陰に刻した神戸湊川神社「嗚呼忠臣楠氏之墓」墓表（〈日23〉）では、中国式亀趺を用いた。山口毛利家でも東光寺墓地の第三・五・七・十一代神道碑（〈日4〉）にそれぞれ頸部直立式⁽⁴³⁾亀趺を表現する一方で、第五代世子・第九代藩主神道碑に中国式亀趺を表現した。明倫館記碑（1741撰文）亀趺は頸自体は直立しているが、頭部が天を向いており、この種の表現なら中国にも類例がないわけではない（武当山道教寺院玄武。ただし頭部の形式自体は、明倫館記碑亀趺は四足獣形、武当山玄武は亀蛇型である）。これらの例は、いずれも朱舜水が水戸家に寄留した後のもので、中国の亀趺のあり方がすでに始まった頸部直立式の亀趺表現と異なることが、認識されはじめたことを具現するものではないか（ちなみに水戸徳川光圀の墓表亀趺も中国式に変化し、以後これを継承した藩主墓表もある）。

ところが、亀趺のアイデアという観点からすると、我国にはそれがすでに古くから伝播していたことを示す事例が、実は少なからず見いだせる。9世紀以後に作られた調度品と絵画がそれで、これらは、亀趺碑としてのそれではないが、明らかに亀趺（碑とは必ずしも関わりない）の存在を前提として表現されたものである。

調度品としての亀趺は、宝塔を背負う。最も古い例が西大寺の金亀舍利塔で、平安末とされている⁽⁴⁴⁾。これを模造した東大寺の舍利塔は、応永18年（1411）に戒壇院舍利殿に施入されたもの⁽⁴⁵⁾。同様の例として寛正元年（1460）銘の高野山竜光院の舍利塔⁽⁴⁶⁾、天保13年（1842）大和長谷寺瑜祇

塔⁽⁴⁷⁾がある。

絵画に表現された例には、上記の宝塔およびその亀趺を表現するものと十二天（十天）中の水天を載せる亀趺とがある。宝塔およびその亀趺を表現する例としては、高野山伝来五蔵曼陀羅（鎌倉末、写本）⁽⁴⁸⁾、神奈川県金沢文庫保管資料称名寺伝来瑜祇塔図⁽⁴⁹⁾などがある。

水天を載せる亀趺を表現した古い例は、十二天の一としては西大寺本、9世紀末以前の作⁽⁵⁰⁾が知られる。同例に山口下関市国分寺本（鎌倉）⁽⁵¹⁾がある。十二天に先行し、空海代に遡る表現を伝える醍醐寺本十天形像⁽⁵²⁾の一も亀趺に載る。

以上の調度品・絵画は、すべて密教に関わる。注目されるのは、亀趺形式としては頸部直立式・中国式いずれもが認められることである。醍醐寺本十天形像以来の絵画に示された亀趺は頸部直立式と解釈し得る表現である。これらとの影響関係を云々し得る調度品の舍利塔では、西大寺・東大寺の金亀舍利塔は頸部直立式に近いとはいえなお中国式に分類すべきであり（頸は斜上して頭部接合形式は亀蛇形）、高野山竜光院の舍利塔は典型的な頸部直立式である。江戸時代大和長谷寺瑜祇塔は中国式亀趺である。

これらの例は、朝鮮半島において頸部直立式亀趺が密教・禅宗高僧塔碑として造立されていた時期に平行して制作されたもの、および後世の類似品である。その初現は朝鮮半島において問題の塔碑が出現する時期に重なるかやや遅れる。確認し得る朝鮮半島最古時期の頸部直立式亀趺には舒蔵寺阿弥陀仏造像事跡碑（801 銘建）が含まれる。ここに大胆に発想すれば、中国密教絵画表現として頸部直立式亀趺が出現し、これが朝鮮半島の仏教界に伝わり石碑亀趺として定着したが、中国では石碑亀趺としては造られなかったか、あるいは定着せずに廃れてしまった（中国密教が宋代以後衰えた点も注目される）、といった可能性を議論すべきではないか⁽⁵³⁾。

同じく頸部直立式に属するとはいえ、朝鮮半島新羅後期高麗朝と我国江戸時

代とでは、頭部の表現に多少の相違がある。明石柿本人麿神社碑（〈日 12〉）など、犬様の頭部を表現した事例は少なくない。この種の表現は上記和歌山竜光院舍利塔亀趺に見られ、密教亀趺塔の後世への影響の可能性を示す。

しかし、以上の調度品・絵画の延長上に江戸時代の亀趺碑を単純に位置づけるには、なお困難がある。江戸時代石造品の例として確認し得た茨城県猿島郡万蔵院の亀趺塔（延宝 9。〈日 43〉）になってはじめて長文銘を刻することが始まるのをみても明かなように、亀趺碑と上記の調度品・絵画中の亀趺塔とは、碑か塔かという点以外にも、長文銘を関わらせるか否かという点で大きく相違するからである。密教寺院における亀趺関係の知識を基本に朝鮮半島からの亀趺碑の知識が加わったか、朝鮮半島からの亀趺碑の知識が伝わった際に密教寺院における亀趺関係の知識が亀趺形状に影響を与えたか、いずれにしても朝鮮半島からの亀趺碑の知識の伝播を想定すべきであろうと考える。とすれば、やはり上記に検討したように、禅宗寺院介在の可能性は無視できないであろう。なお、本来寺宝のはずの舍利塔の知識が外部に流れるに当たっては、権力者たる大名の存在を重視すべきかもしれない（下記《宗教統制と亀趺》参照）。

《儒式と仏式》

寛文年間に建てられた大名墓前碑や顕彰碑、すなわち我国最古の部類に属する亀趺碑を見てみると、儒式による場合、仏式による場合、いずれもが出現している。ただし、ここに言う儒式は、我国でそのように議論されたという意味で用いる⁽⁵⁴⁾。

そこで、亀趺碑を儒式・仏式（一覧に注記）という色分けによってまとめなおしてみると、下記のような特点をさらに指摘することができる。

儒式を標榜して建てられた例に水戸徳川家初代頼房墓表（〈日 1〉）・岡山池田家初代輝政墓表（〈日 5〉）がある⁽⁵⁵⁾。明石の柿本人麿碑（〈日 12〉）も同様に扱いたい。これらの亀趺はすべて頸部直立式に分類できる。明石の柿本人麿

日本近世の亀趺碑

碑の場合は頸部がななめに出ているが、頭部接合形式が頸部直立式と同じである。

ところが、延宝年間に会津保科正之神道碑が建てられて以来、儒式を標榜する亀趺碑にいわゆる中国式亀趺が出現する。水戸光圀が神戸湊川に建てた「嗚呼忠臣楠氏之墓」墓表（1692 建。〈日 23〉）もこれに属し、津の結城神社結城神君碑（1829 建。〈日 26〉）もこれになった。明石におくれて建てられた島根県益田市の柿本大明神神詞碑（1772 撰文。〈日 13〉）も中国式亀趺である（水戸徳川光圀墓表も中国式亀趺となっている）。ただし、一様に中国式亀趺になったわけではなく、依然として頸部直立式亀趺を用いている例は多かった。楠正成・結城宗広と同じ南朝功臣の顕彰碑ではあっても、熊本県菊池市菊池武光（〈日 24〉）・武豊（〈日 25〉）両者の碑は頸部直立式である。また、愛知県安城市の本多忠豊死節碑（〈日 21〉）・本多忠高死事碑（〈日 22〉）も同様である。おもしろいことに、孔子廟を顕彰した佐賀県多久市の大宝聖堂之碑（1713 撰文。〈日 28〉）も頸部直立式亀趺を用いている⁽⁵⁶⁾。

儒式の延長上にある神社碑もある。山口県防府市等にみられるもの（〈日 31〉～〈日 34〉）で、亀趺の形状から見れば、これらには防府天満宮の菅原道真顕彰碑（大相国菅公廟碑，1715 撰文。〈日 14〉）が影響を与えているようだ。管公も古の文人であるとともに神でもある。柿本人麿や南朝功臣も同様である。これらの人格（神格）にしばられることなく一般の神社に進出した点が注目される。いずれも頸部直立式に属する。

一方仏式と銘うった例は見あたらないが、明かに仏式の意を込めて建てられた亀趺碑は少なくない。大名墓葬では、鳥取池田家の歴代墓石（〈日 3〉）が戒名を碑陽に刻し、碑身を位牌様に造る。また、山口毛利家奇数代（三～十一代）各神道碑（〈日 4〉）は、東光寺という禅宗寺院境内の一角をしめる墓域の各墓石近くに建てられており、各墓石は趺石に蓮弁をあしらい、碑陽に官名・戒名を刻する。愛知県深溝松平家の先祖顕彰碑（〈日 19〉）・鹿児島県宮之城町

宗功寺島津久通祖先世功碑（〈日 20〉）は、ともに先祖の勲功を顕彰したものだ、いずれも仏寺の一角をしめる墓域に建てられている。

長崎県諫早市読誦大乘妙典壺万部之塔両碑は、諫早家が寺院顕彰を名目として、また福井松平家菩提寺大安寺通称亀墓・東京都湯島の麟祥院碑はいずれも寺院建立の顕彰を名目として建てたものである。いずれも名目上は仏教を顕彰している。

これらが禅宗寺院であるのに対し、密教寺院でも一種の亀趺碑と見なし得るものが建てられている。茨城県猿島郡の万蔵院（真言宗）にある石造亀趺塔（〈日 43〉）がそれである。宝塔の一部に大日如来の浮き彫りと漢字・梵字による陀羅尼経をめぐらし、この法塔を亀が支える。これが平安末以来の調度品としての亀趺塔の系譜をひく点はすでに述べた通りであるが、長文銘を関わらせるのは亀趺碑の影響であろう。

以上仏式ないしその意を含む亀趺の例は、山口毛利家（〈日 4〉）の五代世子顕彰碑・九代神道碑を除くと、すべて頸部直立式に属する。すべて仏教寺院が関わるが、ほとんどが禅宗寺院である点が、朝鮮半島に新羅後期～高麗における亀趺碑のあり方（新羅後期では教宗寺院碑・禪師塔碑、高麗では禅宗・教宗の高僧塔碑）からしても、禅宗寺院が介在して亀趺の知識を伝えたいという想定を強める。また密教亀趺塔の存在は、これも朝鮮半島の亀趺碑のあり方とも関連して、頸部直立式亀趺の碑趺としての定着にあづかった可能性を示す。

儒式・仏式を通して、碑趺として頸部直立式亀趺がまず出現して主流を占め、儒式の顕彰碑と大名墓前碑の一部に中国式亀趺が遅れて出現することが明らかとなった。後者の出現が明人亡命者の帰化以後に属する点はすでに述べた通りである。

《宗教統制と亀趺》

儒式と仏式を問題とするに当たってつぎに想起されるのは、宗教統制の進展

である。寛文期は、将軍が諸大名との主従制を安定的にし、公家や門跡・寺院・神社をも含み込んだ権力機構を充実させた時期と位置づけられる⁽⁵⁷⁾。この時期に寺檀制度、宗門改帳の作成が完成し、武家諸法度が改正されてキリシタン禁制の簡条が加えられた。こうした特別の時期に亀趺碑が出現して上述したような意味での体系制を具有するようになる（それ以前に議論されていた事実はあるが、実建の有無がはっきりしない点も上述）のであるから、墓葬や故人・神格顕彰のために亀趺碑が建てられる以上、宗教統制進展の推移といかにかかわっているかを検討しておく必要がある。

葬儀を儒式（神式と称する）にするか仏式にするかでもめたという話がいくつかある。いずれも亀趺碑を建立している点が注目される。

古い例としては、会津藩松平家（〈日2〉）初代保科正之の墳墓造営についての記録がある。すなわち、正之が寛文12年（1672）に薨去した後、葬法をめぐって上記の問題が生じた⁽⁵⁸⁾。正之の遺言に従えば、すべて「神式」で執り行い、仏式を介在させないはずであったが、これを忠実に実行しようとする御葬之大奉行友松勘十郎と、「成丈ヶ致穩便、他所へ御普請夥敷不聞様可然旨」を主張して仏式を介在させようとする二代正経および幕臣の稲葉美濃守・同丹後守との間に論争が起こった。勘十郎の説得により、神式で執行されることとなったが、この論争の存在自体が、幕府の儒式・神式に対する警戒を示しているだろう。二代正経は、自らの葬儀を仏式で挙行させている。

この論争に連動した動きが、岡山池田家（〈日5〉）にも生じている⁽⁵⁹⁾。幕府からの圧力により、熊沢番山など陽明学者の寵用をやめ、朱子学に重きを置いた池田光政であったが、寛文期に断行された日蓮宗不受不施派弾圧に際しては、幕府の意向を踏み越えて仏教全体に弾圧の手を広げ、神儒合一の思想の下、寺請ならぬ神社請政策を推し進めた。これに対し、江戸に育ち寛文12年（1672）に藩主を継いだ綱政は、幕府の意向をくんで延宝2年（1674）に寺請制度への転換をほのめかし、光政の死後神道請制度を廃止した。こうした寺請制度の受

容は、時期的に見て会津保科正之薨去後の論争に平行して具体化してくるよう
に思える。和意谷の墓碑の方は、光政の時に改葬された輝政・利隆墓碑に倣っ
て儒式（神式）が踏襲された（亀趺は輝政墓前のみ）が、元禄11年（1698）
に綱政によって建立された岡山の曹源寺は、輝政の父信輝および光政・綱政自
身の冥福を修するものとされていて、儒式墓碑に対する嫌疑をはらうかの一
ような仏教重視の意向が見える。

その後建てられた大名墓碑が仏式を介在させている点は、すでに述べたと
おりである。鳥取池田家歴代墓石（〈日3〉）、山口毛利家三代以降奇数代神道
碑（〈日4〉）の他、寺院や仏典の題字に名を借りて建てられた大名墓碑関連碑
も少なくない。

しかるに、これらの中にも、幕府に対する遠慮の意識、それもかなり深刻な
対応が見いだせる場合がある。例えば、山口毛利家の場合、亀趺の神道碑をそ
の墓前に建てる初例となった三代吉就の時、儒臣山田原欽が吉就の東光寺開創
にからんで自刃している⁽⁶⁰⁾。寺の規模が大きすぎるとしてしばしば諫めた末
のことであった。東光寺は、吉就以後の奇数代の葬地を境内に営むことになっ
た菩提寺である。吉就はこの事件を機に寺の造営規模を縮小したと伝える。

この事件だけから見ると、寺院や墓碑の規模だけが問題になったかの印象を
受けるが、同様の事例が松江松平家（〈日42〉）にも見いだせ、これを検討す
ると、単に寺院や墓碑の規模が問題になったのではないとの想定が得られる。
当家では、六代宗衍（天隆院）のとき墓前に長寿を題字するという名目で碑を
建てた。碑身は碣形だが、螭首を有し、趺石は爬虫類型頭部の中国式亀趺で、
配置からすれば神道碑である。碑銘も先祖より説き起こし、宗衍の事績を称え
る。この碑銘を撰した萩野鳩谷は奇人として後世名を上げた人物であるが、そ
の事績をつぶさに検討すると、後世の奇人としての風評の原点は彼が安永6,7
年（1777・1778）に「孔平」姓を名乗り、孔子の子孫を標榜した時にはじまる
らしい⁽⁶¹⁾。それ以前はむしろ極めて有為の古文辞学者たらんとした形跡が残

る。しかも、問題の安永6年に宗衍は隠居し、7年に五十歳を迎えており、このため寿藏碑の建立を企画したらしい。ここに、亀跌碑を建てる上での責任の所在を萩野鳩谷の奇行に結びつけておこうとする意図を指摘することが可能である。大槻如電撰『大槻磐水』⁽⁶²⁾中の鳩谷に関する文章では、彼が主君の驕奢をしばしば諫めた末、自身が狂態奇行を現して主君の反省をさそい、主君が改めた後も奇行をつづけ世の批判をあびたことを述べている。鳩谷は「我は君命を奉じて其天性を変ぜるなり。我は君を偽らず、又我をも欺かず。身は此愚境に終へんのみと、天愚孔平を自称したり」と述べたと伝える。

松江松平家の墓葬は歴代基本的体裁を変えておらず、墓石を仏塔につくり月照寺境内に葬地を構える。従って、鳩谷の奇行が墓葬全体に関わることは有り得ない。亀跌碑の建立に、問題化の危惧を抱いたのではないか。少なくとも過去に会津松平・岡山池田両家において亀跌を含む儒式墓葬が問題にされた点が、議論された可能性は濃い。

山口毛利家の場合にしても、東光寺創建に際し、亀跌碑のあり方がネックになった可能性は濃い⁽⁶³⁾。

いずれにしても、儒式の（とされた）葬礼に対する幕府の対応、ないしそれを恐れた結果と見なされる藩側の反応は、単に仏式の意を加えるかいなかという次元では説明のつき難いものがある。この種の問題を論ずる時には、キリスト教弾圧に際して寺請制度を敷いた点がクローズアップされやすい。しかし、この点が問題の本質であれば、岡山藩が断行した神社請制度でも支障はないはずである。また、仏教優遇が事の本質であるのなら、日蓮宗不受不施派に対する弾圧は説明が苦しくなる。「神道」⁽⁶⁴⁾が問題視されたのであれば、各地の神社に何らかの弾圧が加わっていてもよい。しかるに、不受不施派など一部の過激分子のみが弾圧されていることから見ても、幕府支配の貫徹という点を念頭に置かねばならないことは明白である。これをおびやかす何かが儒式葬儀、とりわけ亀跌碑の建立に内在してはいないのか、この問題をつめる必要がある。

《墓葬規定》

各地の大名墓葬を管見するところ⁽⁶⁵⁾、水戸徳川家や岡山池田家がそうであるように、改葬などを含め、家としての墓葬が確立してくるのが、ちょうど寛文期のころに当たっている。これは、將軍家綱が寛文3年(1663)武家諸法度に追加して殉死を禁止したのと平行する現象と位置づけ得る。旧主の死後も生きて奉公することにより、属人的な主従関係でなく家に奉公する体制が確立され、下剋上の可能性を皆無にさせた⁽⁶⁶⁾。大名家としても將軍家に代わる存在となる可能性はなくなり、藩主としての家の存続が主要な関心事となった。

寺檀関係が密接になる中、江戸の菩提寺以外に、国許にも藩主の威厳を具示して墓葬を営んだが、それに当たって家としての墓葬を模索したらしく、いずれの大名家の墓葬も、藩主墓の配置を念頭において家の墓域を定め、特に大藩になると広大な墓域に壮大な墓葬を営んだ。墓石は、前代以来の墓石を巨大化させ⁽⁶⁷⁾、かつての古墳よろしく巨大な墳丘を形成する場合もあった。

亀趺に関わりの深い武家官位も、寛文ころには徳川將軍を一位、尾張・紀伊兩藩主を二位、水戸藩主を三位とし、以下四位と五位に列するという体制がかたまってきた⁽⁶⁸⁾。この位階を墓葬に反映させるには、何らかの規定が要る。しかるに、この種の規定は、公家方の知識にももちあわせがなかったはずである。我国の墓葬規定は、条文化されたものとしては、古代の令が制定された時点からすでに薄葬の時期に入っており、碑を建てることを許すという規定以外に具体性を欠いていたからである。そこで、さらに規定を追求するとすれば、我国独自の規定をつくるか、あるいは、明朝や李朝の規定をさぐるかいずれかの道しかないことになる。

明朝や李朝にこれを求めれば、当然のことながら明令・明会典の亀趺等の規定にいきつかざるを得ない。岡山池田家の輝政・利隆兩墓の墓前碑を見れば、三位であった輝政の墓前碑のみに亀趺を用いている(利隆は四位)から、すで

に位階に関する知識を得ていたに違いない。この後会津松平家等の亀趺造営問題が起こることになる。

ここに、位階を問題にする限り、武家官位とともに公家官位も議論されるはずで、この議論は朝廷をどのように位置づけるかの問題ともからんで幕府をいざだたせる可能性はある。しかし、すでに武家官位を利用して將軍の權威を確立してきている以上、これを追認する規定を設けてもよさそうであり、我国独自の規定として亀趺を取り入れるのならば、問題は起こらないはずである。

しかし、現実には、亀趺をめぐるは幕府のいざだちを警戒する空気が存在する。その由来は、どこにあるのだろうか。

《外交政策と天皇》

以上の位階と亀趺との関連からする問題を解く鍵は、外交政策にあるように思われる。周知のように、文録・慶長の役（壬辰和乱）の後、李朝と幕府は通交を再開したが、その際問題になったのが国書における將軍の称号である⁽⁶⁹⁾。寛永12年（1635）に対馬藩主調興らの国書偽造が明るみに出た後、將軍については「大君」号を呼称することで外交上の礼分を成立させた。この称号は日本における主権者としての地位を対外的に示そうとしたものであるが、「日本国王」との類似により、東アジアにおける冊封関係を表示するかの誤解を期待して使用したと考えられる。

国王を称することは、対外的には中国皇帝を頂点とする冊封体制下の王を宣言することにつながる。国内においては天皇・將軍という位置づけの言い替えにすぎないとの議論も可能で、実際新井白石はこのように位置づけた。しかし、それでは対外的に必ずしも日本を代表していることにはならない。「大君」という称号は、こうした国内の秩序とは別の対外的称号として考え出されたものであろう⁽⁷⁰⁾。この称号をもって、あくまで対外的に日本を代表するのは將軍であることを明示しようとしたのである。

ところが、武家官位は国内の秩序を表示するものとして利用されていたのであるが、これに亀趺をからませると、東アジアにおける冊封関係を明示する際に将軍が天皇の一臣下に過ぎないと認識される危険が出てくる。特に朝鮮李朝が相手では、その危険はさらに深まる。というのも、すでに指摘してきたように、亀趺は身分的規定性の強い趺石であり、大名墓葬に関わるはずの神道碑の場合、明における規定では三品以上に、またこれを冊封関係を意識して導入した李朝の場合は二品以上に許されるものであった。これもすでに述べたように、寛文期にすでに朱舜水他の亡命明儒を迎えた我国には、岡山池田家の事例が示すように、明における亀趺の位階規定が知られていたらしい。江戸時代全体を通して、墓前碑として建碑する場合に三位を強烈に意識していた点も、上述した通りである。これらは、明の規定する位階の数値をそのまま利用した結果を示す。いわゆる儒式墓葬が、こうした身分規定を内包すること、しかもそれが武家官位で示されることこそが、幕府の苛立ちをさそったのではないか。

しかし、こうした苛立ちが幕府にあったとしても、将軍の国際的地位の問題が国内問題と連動して顕在化することを避けるとすれば、各大家家に対して、李朝との関係を名目として弾圧の手がのびることは考え難い。名目上は、国内の秩序維持が前面に出るに違いない。

このように考えてはじめて、一般の顕彰碑としての亀趺碑の我国におけるあり方も説明できる。顕彰の対象が神格であったり、神格化した人格であったりすれば、上記のような東アジア冊封体制に関わる危険はなくなるだけでなく、国内の武家官位においても、数値上は明令の規定をクリアできるからである。実質神道碑でありながら、仏教寺院建立の顕彰を名目にした福井松平家亀墓碑（〈日35〉）、同じく東京都文京区の麟祥院碑（〈日36〉）、文人としての顕彰を前面に出した鳥取若桜藩主池田冠山碑（東京都墨田区弘福寺、〈日6〉）、仏式の墓葬に合わせて先祖の武勲をまとめて顕彰した愛知県深溝松平家（〈日19〉）や鹿児島県宮之城島津家（〈日20〉）の場合など、すべてその具体例となる。

以上、史料上の制約の中、若干の推論を重ねてきた。李朝との関係では、朝廷の問題が常に顕在化する可能性を秘めている⁽⁷¹⁾が、寛文3年(1663)～貞享4年(1687)在位の靈元天皇は、江戸時代の歴代天皇の中でも個性のある天皇で、「朝廷復古」をはかった人物として名高い。この人物の存在が、その在位期間において幕府から危険視されていた点を見逃すわけにはゆかない⁽⁷²⁾。寛文年間に靈元天皇が側近に異例の官位叙任を行ったことにはじまり、天皇と側近による天皇親政が意図されて幕府の意をくむ摂家中心の朝議を無視する状況下では、究極的に天皇尊崇を指向する危険をはらむ亀跌の制は、やっかいな存在となったであろう。会津松平家や岡山池田家に対して向けられた幕府の圧力の裏には、この天皇をめぐる問題もあったのではないか。

仏式を前面に出して亀跌碑を墓石そのものとした鳥取池田家(〈日3〉)の場合は別として、山口池田家(〈日4〉)が四位でありながら神道碑を建て始められなかったのは、先祖大江言人を碑銘の前面に出して三位の問題化を避け、同じく仏式を内包させた以外に、靈元天皇の譲位を機に幕府が朝廷に対する干渉を強めた後、元禄3年に幕府の意を受けた近衛基熙が関白に任官して靈元上皇の「朝廷復古」の企図が挫折させられた後であったことも無関係ではないように見える。

《大名以外の個人墓石》

大名以外の個人墓石が鹿児島県加治木町(〈日8〉～〈日10〉)と鳥取市郊外(〈日11〉)に現存する。大名墓石でないという点が注目点で、これを不遜として処罰しても、大名家の存続には関わりはないはずである。実際は、これらについて問題にされたという記録は残っていない。同種の例が他にどの程度あるかは調査が及んでいないが、鹿児島という最南端に近い、それも支藩内の建碑であったり、鳥取の場合のように摩尼山という奥深い霊場のしかも人目につかぬところに建てられていたり、と幕府が目くじらを建てるほどの顕彰の意味を

見いだすことは困難である。

《日本の亀趺：小結》

如上の検討をまとめれば、以下の諸点が指摘できよう。

- ◆我国の江戸時代石碑の亀趺は、形式としては頸部直立式に属するものが多数を占める。
- ◆この形式は碑趺としては朝鮮半島で新羅後期～高麗朝に流行したもので、文禄・慶長の役の後、禅宗寺院を介して伝わったらしい。
- ◆9世紀以来の調度品・絵画には、宝塔や水天を載せる亀趺の表現があり、亀趺は頸部直立式や中国式であった。中国式も頸部斜上のもので頸部直立式に近い。典型的中国式亀趺は管見した事例では江戸時代になって現れるので、むしろ石碑に遅れるかもしれない。この種の器台としての頸部直立式亀趺の優勢は、碑趺としての頸部直立式亀趺が我国に定着する上で大きな意味を持った可能性がある。
- ◆中国式の亀趺は、石碑の趺石としては頸部直立式に遅れ、亡命明儒の情報をも主として伝わった可能性が濃い。ただし、朝鮮通信使をはじめ李朝からの情報の可能性もあり、会津藩山崎暗斎の李退溪尊崇、同藩亀趺と李朝太祖建元陵碑との類似などが注目される。
- ◆神道碑の系譜を引くと見なし得る墓前碑は、明の葬喪規定の位階上の数値を武家官位にスライドさせて三位を重視した。
- ◆大名家で四位・五位のものが亀趺碑を墓にからめて建てるには、以下の場合が認められる。
 - 1：仏式を関わらせ、別名目の顕彰碑とする。顕彰の名目は、仏教寺院の顕彰・寺院建立の顕彰・祖先をまとめた顕彰・文人としての顕彰などがある。
 - 2：仏式を関わらせ、墓石そのものにする。

3：仏式を関わらせ、三位の由来を先祖顕彰に求める。

- ◆他の一般顕彰碑では、位階を超越した神格としての孔子等の顕彰の他、我国和歌の祖柿本人麿顕彰、我国儒者の祖菅原道真顕彰、南朝功臣の武勲顕彰、高僧顕彰などがあり、五位以上に許可するという明の碑石規定を重視した。
- ◆おそらく位階を重視した結果として、明の規定では高位者に許された螭首を、表現しなかった例が多数を占め、また隋唐令以来亀趺碑よりも下位の者にゆるされた碣（四角柱状）を碑身とする場合が少なくない。
- ◆幕府としては、おそらくは亀趺の制が東アジア冊封体制を具現した場合に、將軍の地位が天皇の下の一臣下にすぎないと認識されかねないとの危惧と、將軍を「大君」として対外的に国の代表と位置づける意図から、大名の墓制が定着してゆく寛文以後しばらくの間、亀趺の制が墓前碑として普及することに警戒観が強かったのではないか。
- ◆個人の墓石も少しあるが、これは、むしろ東アジア冊封体制とは無縁であったというべきである。不遜のお咎めも有り得たが、実際はその記録は残っていない。目立たない場所の建立でもあり、気付かれず問題にもされなかったのではないか。

5 おわりに

本論では、中国および朝鮮半島における亀趺の実態を、関野貞氏以来の研究を利用して検討し、中国三国時代の薄葬の理念を継承した規定の中に位置づけた。隋唐の葬喪令以来身分的規定性が顕著で、明代には神道碑としては三品以上、一般の顕彰碑としては五品に「許可」された趺石であり、万人の認める絶対的神格の顕彰には、品階を超越して認められたらしい。

我国の亀趺碑に関する研究は、全国的視点のものが無いという認識から出発

し、各地に積み重ねられた個々の亀趺に関する研究や調査報告をまとめ、実地に踏査して墓葬との関連を探った結果、我国に伝えられた亀趺の制も基本的に中国の規定を承けるものであることが明かとなった。神道碑を含む墓前碑としては武家官位の三位を重視したらしい。しかし、螭首を表現しなかったり、碑身を礎にするなど位階の許可規定としては下位のもを表現したりしているのが特徴で、仏教を介在させている例が多数を占めるのもひとつの特徴である。

墓前碑に亀趺を表現することに対し、幕府は警戒的であった。この点から推論を進めてみれば、それは、位階規定が武家官位を通して天皇の権威を高めることよりは、亀趺が東アジア冊封体制を具現してきたという歴史的経緯から、対外的に（特に李朝に対して）天皇が日本の代表と見なされること（将軍が対外的に天皇の一臣下と見なされること）を嫌った結果と考えられる。武家官位とは体系を異にする「大君」という称号をもって、将軍こそが日本の代表でなければならなかったのではないか。それゆえ、仏教を介在させて武家官位による規定性をあいまいにすることが、墓に関わる碑を建てるひとつの方策となったのである。

亀趺が関わらぬ墓葬を見ても、江戸期大名家の墓には一定の秩序が見てとれる。管見したところ、前田藩などの大藩では広大な墓域を設け、小藩の墓葬は比較的小じんまりしている傾向はあるが、一様に巨大な墳丘ないし墓石を造っており、一般の武士や農・工・商各層の墓葬とは一線を隔している。墓葬を目に見える権威として保障するという意味で、武家官位は一定の機能を果たしているように思える。しかし、この権威を亀趺という存在を通して表現するに際し、東アジア冊封体制の具現に結びつきかねない儒式墓葬は、天皇の地位を政治的な意味で国際的に示すかがネックとなって墓葬としてはかならずしも普及しなかったと考えられる。

以上の想定を念頭において、江戸時代にいたるまで我国になぜ亀趺碑の制が入って来なかったのか（調度品・絵画としての亀趺表現は平安末以来）を更に

推論してみると、基本的には薄葬の時代であったという点が関わってくるはずだが、鎌倉時代には、朝鮮半島高麗朝で高僧塔碑を造っていたあり方を受容するだけの仏教界の中央（朝廷・幕府）政治への進出現象がなかったこと、室町時代には、儒教がなお支配層の学問的背景とはなっていないこと（総じて李朝の儒教重視の情報が、武士にとって魅力あるものとしては伝わっていないこと）、そのためいずれの時代にも墓葬と位階を結び付けようとする発想が出にくかったこと、などが想起されるが、いかがであろうか。

他に論及すべき点は多々あると考えられるが、すでに馬脚をあらわしている筆者の能力をはるかに越えるので、ここに摺筆することを御容赦願いたい。

《付記》

本論を編むに当たっては、全国各県・市町村の教育委員会や亀趺碑を管理する諸寺院・神社・個人から多くの情報を提供して戴き、丁寧に対応して戴いた。本文に所在を示したので、ここに重ねて御紹介することは避けるが、研究を進める上での大きな支えであった。また、九州大学文学部の赤松昭彦助教授（インド哲学史）、町田三郎教授・柴田篤助教授（中国哲学史）、平田寛教授・菊竹淳一助教授（美術史）、中村質教授・坂上康俊助教授・佐伯弘次助教授（国史）、川勝賢亮教授（東洋史）、浜田耕策助教授・桑野栄治助手（朝鮮史）、西谷忠教授・岡村秀典助教授（考古学）、中野三敏教授（国文学）、丸山雍成教授・田中良之助教授・宮崎克則助手（九州文化史）の各氏には、専門の立場から貴重な御助言を賜わった。特に川勝教授の熱心なお勧めと激励がなければ、本論は緒につくことすらなかったであろう。ここに場を借り感謝の意を表したい。しかし、こうした御助力があつたにも関わらず、筆者の力量不足から論及し得なかった点も少なくない。本論内容の誤りだけでなく、本来論すべきであった点についても、御叱正・御教示賜われれば幸甚である。

- 1 一部たりとはいえ、各地に残る大名、ことに大藩の墓地を見学する機会は、少なくないであろう。
- 2 例えば齊藤忠『墳墓』（近藤出版日本史小百科、1978.3）などを参照されたい。
- 3 『六朝陵墓調査報告』（87頁。中国亀趺資料一覽）は『金石図説』（資料一覽）を引き、白石神君碑の趺石が亀趺であることを指摘し、後漢碑としている。これは、

碑銘に「光和六年」と後漢の年号が記されているからであろう。しかし、清の顧炎武『金石文字記』巻1-31葉（『石刻史料新編』12所収）が指摘するように、碑銘末尾には「燕元璽三年」（「燕元」が合文となっている）の年号があるので、前燕の時354年とされている年代以降の建碑である。なお、樊敏碑については、『隸統』が「今所謂鼯者、其一有鱗猶鼯然」と記している。

- 4 関野氏は樊敏のことにも触れている（『支那の建築と芸術』170頁）が、漢碑の趺については「余の見し範囲内に在っては、趺は何れも方趺と称すべきもの」（同168頁）とした上で梁碑の龜趺に論究しているので、樊敏碑については部分的写真など間接的資料で判断したか、あるいはこの碑の龜趺を後補と見ていたかのいずれかであろう。
- 5 欧文を含め、多くの文献がリストアップされているので、参照されたい。ただ惜しいことに、関野氏の研究を知らない（水野精一氏の研究はリストアップ）ようである。
- 6 西嶋定生監訳、尾形勇・太田侑子共訳、学生社、1981.11。後、中国語にて増補出版『中国古代陵寢制度史研究』（上海古籍出版社、1985）
- 7 仁井田陞『唐令拾遺』（東方文化学院、1933.3。1964.9復刻、東京大学出版会）喪葬令を引く。
- 8 『明会典』巻162「職官墳塋」
- 9 清高士奇撰『天祿識余』（『説鈴前集』所収）の「鼯種」にも同様の話が見える。
- 10 君島久子「哀牢夷の九鼯神話——感生伝説的視点から——」（『中国の歴史と民俗』所収、1991.10、第一書房）および所引の文献を参照。
- 11 前掲(7)書、832～835頁。
- 12 唐制における五品官と六品官との境界が、宋代では六品官と七品官とのそれに相当する点は、高橋徹「宋初寄祿官淵源考」（『响沫集』7、1992.4.1）所載第7表を参照されたい。
- 13 『皇明制書』下巻（長沢規矩也、古典研究会、1966年）
- 14 『皇明制書』上巻（長沢規矩也、古典研究会、1966年）
- 15 現存する史料から判断する限り、『永樂大典』巻7393第44冊〈喪・公卿士庶喪礼一〉碑碣の条が「唐制……七品以下（「以上」の誤り）碣，圭首方趺，上高四尺」として「以上」と「以下」とを取り違えているのは、この明礼令の規定が影響したものと考えられる。
- 16 『中国皇帝陵の起源と変遷』（前掲(6)）70～71頁所引
- 17 『中国皇帝陵の起源と変遷』（前掲(6)）92頁

日本近世の亀趺碑

- 18 仏教で議論される大地を支える亀という発想からでは、中国石碑亀趺の発生は適切に説明できないように思われる。ただし、北方神たる玄武や長沙馬王堆漢墓出土帛書に描かれたみぎわの亀など、亀趺発生以前にさかのぼれば、大地を支えるという観点から接点を設定することは可能かもしれない。なお、下記に問題とする朝鮮半島および我国の亀趺以外に、突厥の墓葬に亀趺が使用されていることが、調査報告されている。林俊雄「モンゴル高原における古代テュルクの遺跡」(『東方学』81, 1991. 1. 31) 参照。
- 19 有耳有牙の頭部が、亀形墓誌としては唐代前期に遡る(李寿墓誌)点は上述。
- 20 鎌田茂雄『朝鮮仏教史』(東京大学出版会, 1987. 2. 10)170~198頁参照。
- 21 『李朝実録』肅宗 30年甲申9月, 正祖 10年丙午7月, 英祖 14年戊午9月, 純祖 5年乙丑3月の各条に関連する記載がある。
- 22 鎌田前掲(20)書 157~158頁。氏は李戴昌「高麗時代斗僧科・僧祿司制度」(崇山朴吉真博士華甲紀念『韓国仏教思想史』所収, 同紀年事業会, 1975年)を引く
- 23 高麗王陵については、王墓すら墳墓比定の問題が決着しない現状がある(今西龍「高麗諸陵墓調査報告書」)『古跡調査報告書』大正5年度。景宗王榮陵とされている陵墓が王の陵墓であるかどうか問題が残る。これが王陵でなく例えば王后陵であるとすると、亀趺をもつ王陵は現状で皆無ということになる。
- 24 突厥陵墓に亀趺碑が建てられている点が指摘されている(前掲(18)林論文)が、王陵であるかどうか確定されていない。
- 25 李朝成宗代撰, 中宗 25年増補。朝鮮史学会, 1930. 1. 30。朝鮮総督府中枢院発行『李朝各種文献・風俗関係資料撮要』所収, 1944. 5. 31。
- 26 岡山池田家では、墓前の墓表以外に、墳墓のま横に「墓表」と称する碣が建てられている。これは、その名称とは裏腹に藩主の事績を記した神道碑の内容をもつものである。なお、墓前の墓表は、輝政以外はすべて方趺である。
- 27 太田正弘『定光寺誌』(栄泰印書館, 1985. 3)巻頭所載の寺景(尾張名所図絵)を参照されたい。
- 28 『定光寺誌』181・399頁。石橋は万治3年(1660)の大雨で流失し、掛橋となった(同182頁)。
- 29 『定光寺誌』75頁。
- 30 『定光寺誌』73頁。
- 31 小松原濤『陳元贊の研究』(雄山閣出版, 1962. 8. 25)66頁。
- 32 『朱舜水』(〈日23〉資料)113頁。
- 33 紀伊徳川家に寄留して初代頼房に任えた呉仁顕についても詮索すべきところだが、

- 我国江戸期における明令研究の実態に関わることのみ指摘するにとどめる。松下忠『紀州の藩学』（鳳出版，1974）124・155頁。
- 34 宝永4年（1707）安積覚序。
 - 35 『瑞竜山碑文集』（〈日1〉資料）。
 - 36 『儒葬と神葬』（〈日1〉資料）128頁。
 - 37 湖北省博物館『武当山』（文物出版社，1991.8）図版134。
 - 38 『儒葬と神葬』124頁。
 - 39 『儒葬と神葬』122頁。
 - 40 堀勇雄『林羅山』（吉川弘文館，1964.6.25）15～25頁。
 - 41 東福寺発行，非売，1930.4.17
 - 42 ベトナム阮朝ハノイの国子監に建てられた景興36年（1775）進士碑も同様の頸部表現を有する（『Việt Nam』215，1976年11期）。
 - 43 厳密に述べれば頸部自体はななめにのびた例も少なくないが，頸部接合形式は四足獣形で頸部直立式に等しい。
 - 44 『奈良六大寺大観』12巻「唐招提寺一」（同刊行会編，岩波書店，1969.2.2）解説48～52頁（大田博太郎・岡崎譲治・鈴木友也）参照。何度かの修復を経ており，部分により時代が異なるが，塔身初層部・塔身上層部・亀甲・亀首は平安末期とされている。他に図録および解説として奈良国立文化財研究所編『仏舎利の壮嚴』（河田貞解説。1983.9.10）を参照（図版33）。
 - 45 前掲(44)『仏舎利の壮嚴』（図版34）。
 - 46 前掲(44)『仏舎利の壮嚴』（図版35）。
 - 47 前掲(44)『仏舎利の壮嚴』（図版36）。
 - 48 『アジアのコスモス・マンダラ』（講談社，1982年）図版7-18
 - 49 『図説日本の仏教』5「庶民仏教」（辻惟雄責任編集，1990.3.20）80頁
 - 50 『奈良六大寺大観』14巻「西大寺」（同刊行会編，岩波書店，1973.5.21）解説79～85頁（浜田隆），および泉武夫「平安時代の仏画」（『平安時代の美術』〈川村茂邦発行，非売，1988.2.15〉）・『図説日本の仏教』2「密教」（関口正之責任編集，1988.7.20）207頁参照。9世紀末とするか，それより遡らせるかで意見が一致していない。
 - 51 『図説日本の仏教』6「神仏習合と修験」（田辺三郎助責任編集，1990.3.20）126頁
 - 52 『大正新修大蔵経図像』7.No.6（大蔵出版，1933.7.30）
 - 53 前掲(48)『アジアのコスモス・マンダラ』には，ヴィシヌのまどろむ神殿を背

日本近世の亀趺碑

- 負う亀の例も紹介されている（象牙製，18世紀，インド・タンジョール地方）が、これは中国式亀趺である。
- 54 『儒葬と神葬』（〈日1〉資料）を参照されたい。
 - 55 『儒葬と神葬』の他、『池田光政』（〈日5〉資料）参照。
 - 56 福井松平家墓地前に菩提寺のためとして建てられた亀趺碑（〈日35〉）は、中国式亀趺に従っている。この碑銘は明暦4年（1658）ということになっているが、その実建年代は不明である。この例を除いた仏式の意を汲む亀趺碑のあり方から推して、寛文期後半以降の造立と見なしておく。
 - 57 青木美智男・保坂智編『争点日本の歴史』5「近世編」（新人物往来社，1991.4.20）所収村井早苗「幕府はなぜ寛文期に宗門改帳を制度化したか」および高埜利彦『元禄・享保の時代』（集英社版『日本の歴史』13，1992.6.10）第1章を参照。
 - 58 『保科正之公と土津神社』193～194頁。『家世実記』2巻649～651頁，3巻9～20頁。
 - 59 『池田光政』（〈日5〉資料）74-77・173-202頁。
 - 60 『毛利十一代史』（〈日4〉資料）3冊364頁。
 - 61 中野三敏「天愚雪冤(二)」(『文学』〈岩波書店〉1987-9)。氏は、その奇行開始の理由を、父および師の死によって箍がはずれた結果と推測しているが、本論では、他の参考事例から亀趺碑との関連をさぐった。
 - 62 前掲(61)中野論文所引。博文館少年読本第50篇，1900年。
 - 63 推論の域を出ないが、毛利家では三位を賜わった毛利輝元の顕彰を考えてはいなかったか。
 - 64 ここにいわゆる神道の概念を固定化して問題にしているのではない。
 - 65 亀趺碑の所在を探る過程で管見したもので、決して網羅的でないことは、「はじめに」で述べた通りである。
 - 66 高埜利彦『元禄・享保の時代』（前掲(57)）36頁。
 - 67 こうした墓葬に先だって、高野山に藩主の巨大墓石を建てるのが始まっている。実見したところ、当所には五輪塔が多い。国許や江戸の墓葬でも、この五輪塔が造られた例は少なくないが、宝篋印塔、笠塔婆、無縫塔など墓石の種類は多様になっている。
 - 68 内務省地理局編『藩屏年表・諸侯年表』第4巻（柏書房，1984.7.25。原本『藩屏年表』和本30冊，国立公文書館内閣文庫所蔵本底本）等参照。徳川御三家以外に三位以上の律令官位を得ていたのは、金沢前田家（利家〈慶長4従一位〉・利長〈慶長19正二位〉・利常〈寛永3従三位〉・綱紀〈宝永5従三位〉）、熊本細川家（忠

興〈慶長1従三位〉、鹿児島島津家（義弘〈寛永3従三位〉）、山口毛利家（輝元〈文禄4正三位〉）、岡山池田家（輝政〈慶長17正三位〉）、仙台伊達家（政宗〈寛永3従三位〉）、米沢上杉家（影勝〈天正16正三位〉）である。いずれも武家官位では四位に落ち着いた。

69 以下三宅英利「近世朝鮮官人の日本天皇観」（『鎖国日本と国際交流』上巻所収、吉川弘文館、1988.2.20）の冒頭にこの種の研究が要領よくまとめられている。同論および所引の論文参照。

70 ここに武家官位と公家官位とが分けられている点（禁中並公家諸法度7条）を想起する。また新井白石に武家官位の他に武家独自の官位として勲位を用いるべきだとの主張がある点（『武家官位装束考』）も注目される。

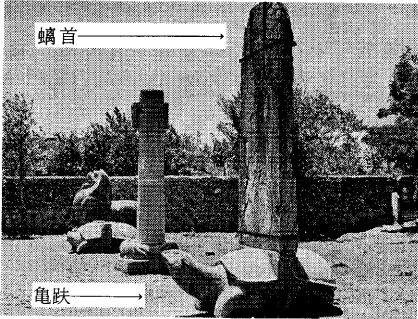
71 三宅前掲(69)論文に述べられているように、李朝側は常に天皇の位置づけを念頭においている。

72 前掲(57)青木・保坂編『争点日本の歴史』5「近世編」所収高埜利彦「近世天皇論の現在」。

付記（2015年4月）

調査時の聞き違いや整理の誤解についてご教示くださる場合は、東洋文化研究所筆者宛ご連絡賜れば幸甚です。

文献略号は中国および
朝鮮亀趺資料一覧
(122冊)



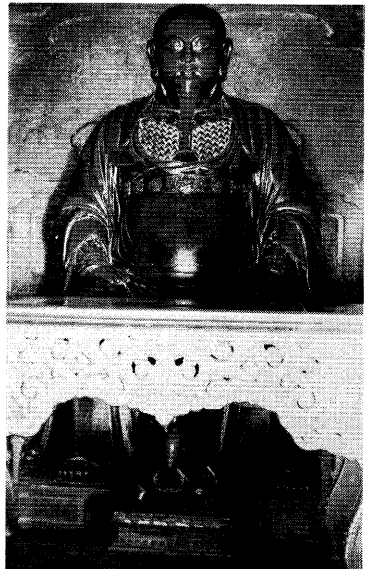
南朝梁安成康王蕭秀碑（『六朝芸術』より）



北魏元顛偽墓誌（『墓誌精華』より）



明鑄真武撰龜蛇銅像（『武当山』より）

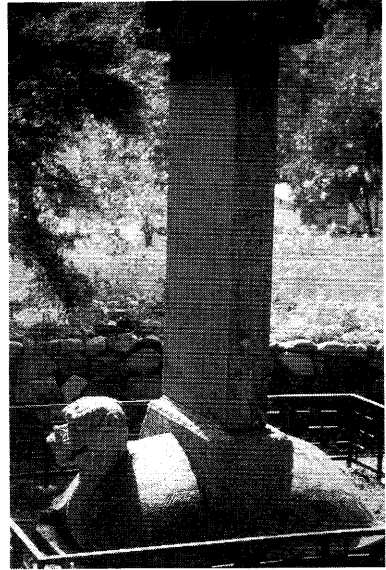


明鑄真武鑄金銅像（『武当山』より）

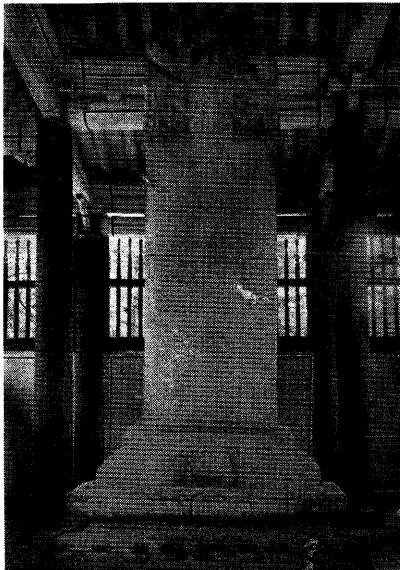
図版1：中国の亀趺碑・龜形墓誌と玄武武



新羅前期武烈王陵碑（『韓美』より）



新羅後期雙溪寺真鑑禪師塔碑（『国宝』より）



李朝太祖健元陵碑（『図譜』13より）



頸部直立式（四足獸形接合）



中国式（亀蛇形接合）

龜趺頭部・頸部の接合表現模式図

図版2：朝鮮半島の龜趺碑・龜趺形式模式図

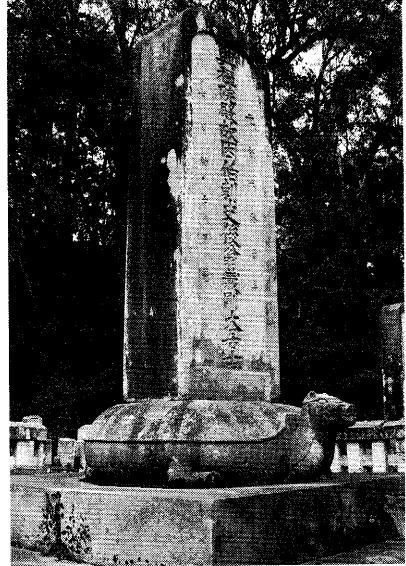
写真は東文研紀要論文を
御参照ください

(日1)茨城県常陸太田市水戸徳川頼房墓表
(水戸徳川氏管理)



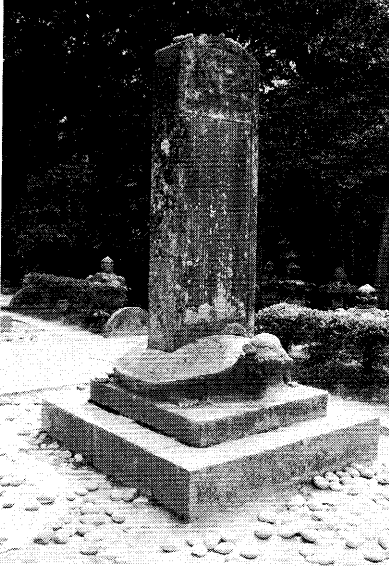
(日2)福島県猪苗代町土津靈神之碑 (保科正之
神道碑)

(日1)茨城県常陸太田市水戸徳川光圀墓表
(水戸徳川氏管理)



(日3)鳥取県岩美郡国府町池田光仲墓石

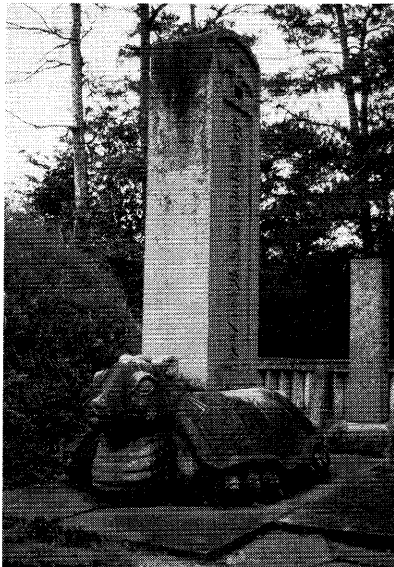
図版3：日本近世亀趺碑1



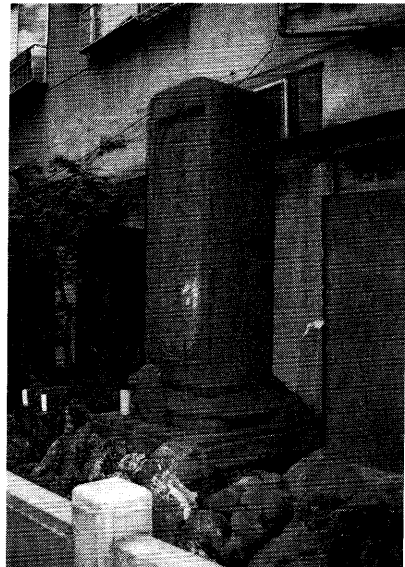
(日 4) 山口県萩市東光寺毛利吉就神道碑



(日 4) 山口県萩市東光寺毛利宗元成徳碑



(日 5) 岡山県和気郡和意谷池田輝政墓表



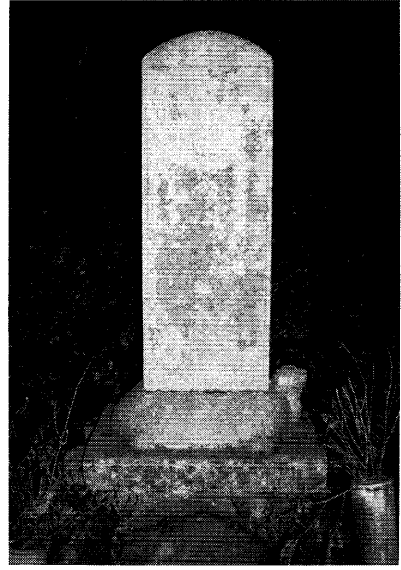
(日 6) 東京都墨田区弘福寺鳥取若桜藩池田定常墓石

図版 4：日本近世亀趺碑 2

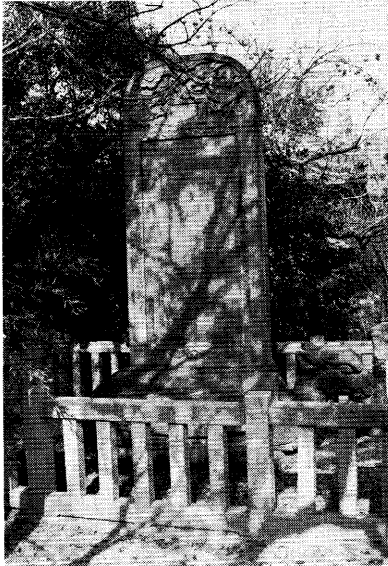
日本近世の亀趺碑



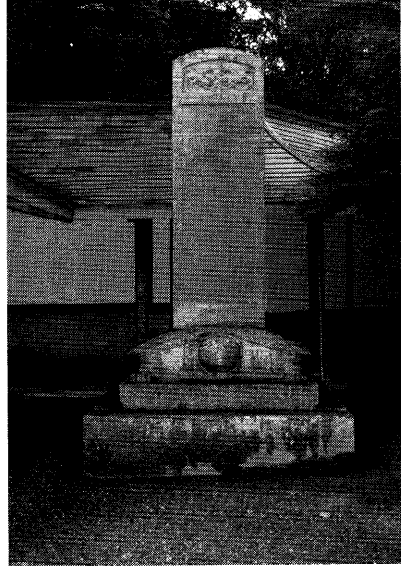
(日 9) 鹿児島県加治木町江夏友賢墓石



(日 11) 鳥取県鳥取市摩尼山小泉友賢墓石



(日 12) 兵庫県明石市柿本神社人鷹碑



(日 13) 島根県益田市高津柿本神社柿本大明神神詞碑

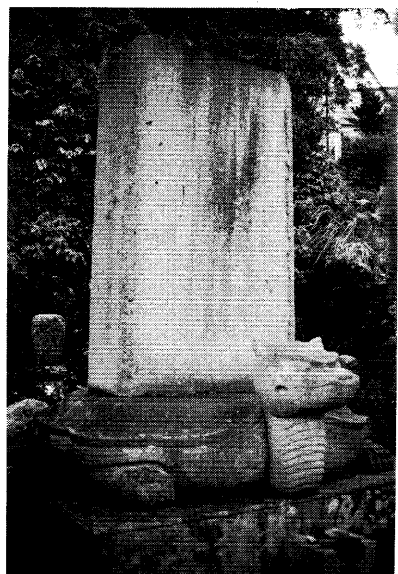
図版 5：日本近世亀趺碑 3



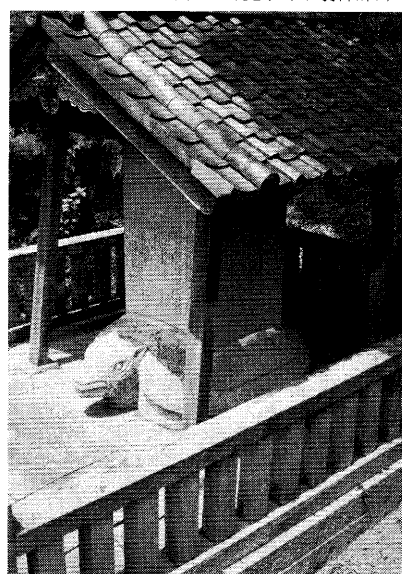
(日14)山口県防府市天満宮大相国管公廟碑



(日15)東京都台東区上野寛永寺了翁禪師碑

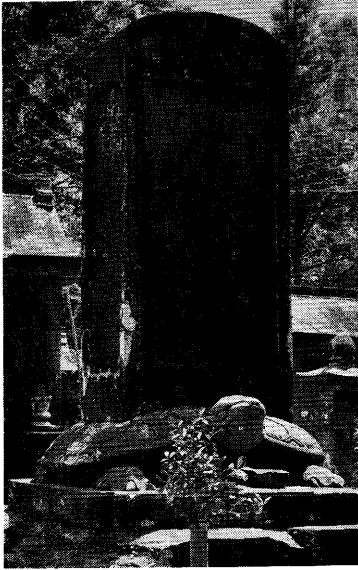


(日16)長崎県長崎市大音寺伝誉上人碑

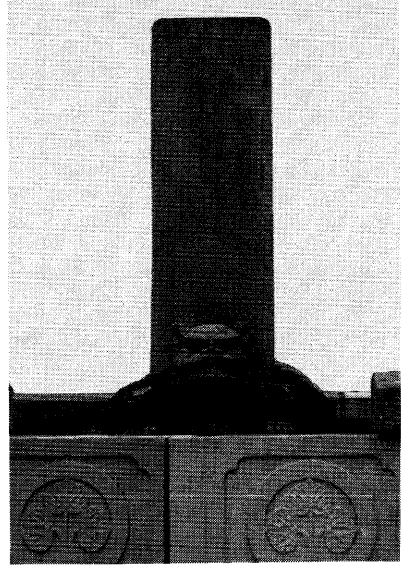


(日19)愛知県額田郡本光寺深溝松平家祖宗紀功碑

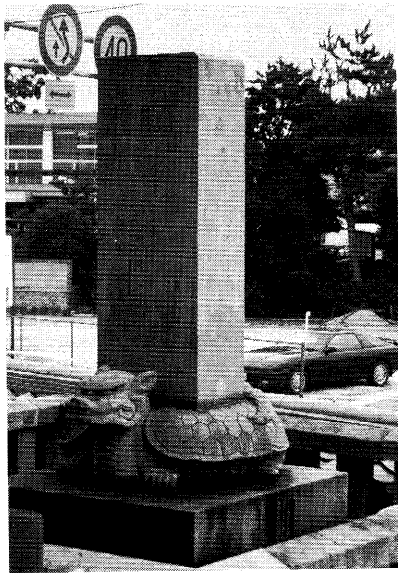
図版6：日本近世亀趺碑4



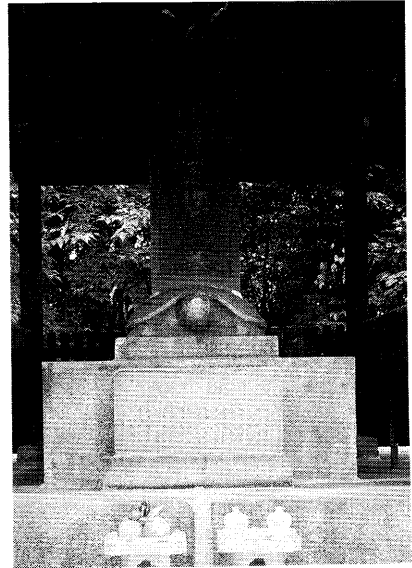
(日 20) 鹿児島県薩摩郡宮之城町島津久通
祖先世功碑



(日 21) 愛知県碧海郡安城市本多君忠豊死節碑



(日 22) 愛知県碧海郡安城市所在本多忠高死事
碑

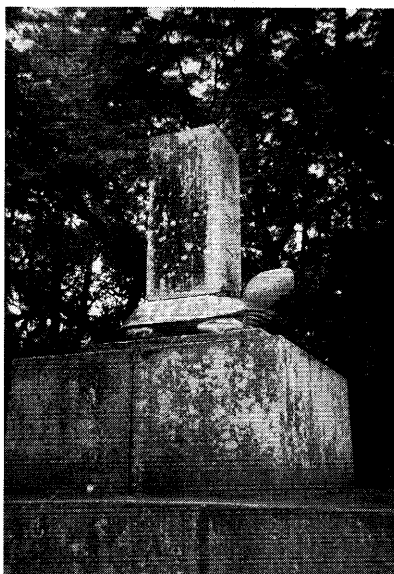


(日 23) 兵庫県神戸市「嗚呼忠臣楠子之墓」墓表

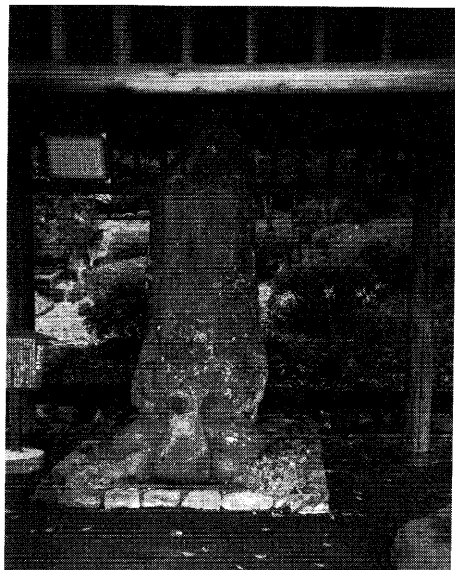
図版 7：日本近世亀趺碑 5



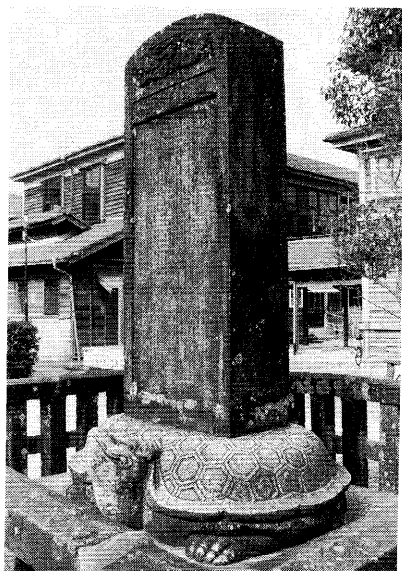
(日 24) 熊本県菊池市正観寺菊池武光神道碑



(日 26) 三重県津市結城神社結城神君碑



(日 28) 佐賀県多久市西溪公園大宝聖堂之碑



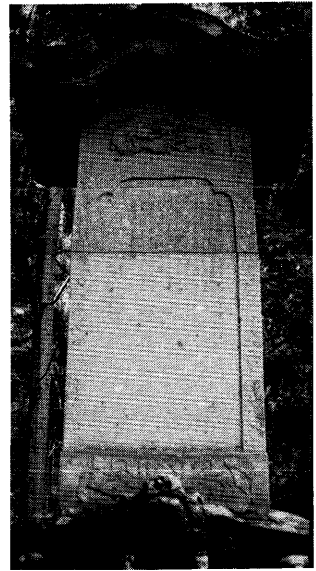
(日 29) 山口県萩市明倫館跡明倫館記碑

図版 8 : 日本近世亀趺碑 6

日本近世の亀趺碑



(日 34)山口県熊毛郡二所神社碑



(日 35)福井県坂井郡大安寺通称亀墓

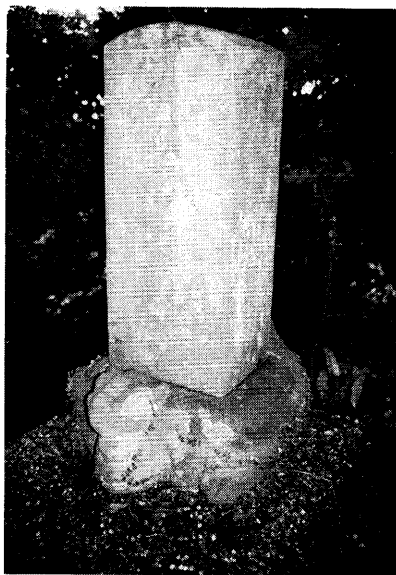


(日 36)東京都文京区湯島麟祥院亀趺碑



(日 37)長崎県諫早市読誦大乘妙典老万部之塔両碑

図版 9：日本近世亀趺碑 7



(日 39)大分県国東市文殊仙寺亀趺碑



(日 40)鹿児島市福昌寺亀趺碑



(日 42)島根県松江市月照寺松江松平宗衍寿藏碑



(日 43)茨城県猿島郡猿島町万藏院亀趺塔

図版 10：日本近世亀趺碑 8



醍醐寺本十天形像より水天像
 (『大正大藏經図版編』より) 9世紀末以前



奈良唐招提寺金龜舍利塔
 (『仏舎利の壮嚴』より) 平安末



和歌山竜光院金龜舍利塔
 (『仏舎利の壮嚴』より) 1460年銘



奈良長谷寺金龜舍利塔
 (『仏舎利の壮嚴』より) 1842年銘

図版 11：日本古代中世絵画・調度品の亀趺